

令和 3 年度

専門訴訟担当裁判官事務打合せ資料

最高裁判所事務総局民事局  
最高裁判所事務総局行政局

## 配 布 資 料 目 錄

資料 1 協議事項

資料 2 統計資料

資料 3 専門部非設置庁に対する事前アンケート結果

## 令和3年度専門訴訟担当裁判官事務打合せ 協議事項

### **協議事項 1 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について（150分）**

- 1 専門部及び集中部（以下「専門部等」という。）におけるプラクティスの集積・共有の在り方について（60分）
  - (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について
  - (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について
  - (3) 今後の取組の方向性について
- 2 専門部等から専門部等非設置庁（以下「非設置庁」という。）に対するプラクティスの発信の在り方について（60分）
  - (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について
  - (2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について
  - (3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について
  - (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について
- 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について（30分）

### **協議事項 2 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について（90分）**

- 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について（30分）
- 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について（30分）
- 3 I T化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について（30分）

### **協議事項 3 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（60分）**

- 1 専門分野の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（20分）
- 2 庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（20分）
- 3 専門家の確保について（20分）

## 統計資料

## 1 医事

(1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移	3
(2) 終局別平均審理期間の比較	4
(3) 審理期間別割合の推移	5
(4) 手続段階別審理期間の推移	5
(5) 上訴率・和解率の推移	6
(6) 専門委員関与率・鑑定率の推移	6

## 2 建築（建築請負代金及び建築瑕疵損害賠償のうち瑕疵主張ありの事案に限る。）

(1) 既済件数・平均審理期間の推移	7
(2) 終局別平均審理期間の比較	8
(3) 審理期間別割合の推移	9
(4) 手続段階別審理期間の推移	9
(5) 上訴率・和解率の推移	10
(6) 専門委員関与率・付調停率の推移	10

## 3 交通

(1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移	11
(2) 終局別平均審理期間の比較	12
(3) 審理期間別割合の推移	13
(4) 手続段階別審理期間の推移	13
(5) 上訴率・和解率の推移	14

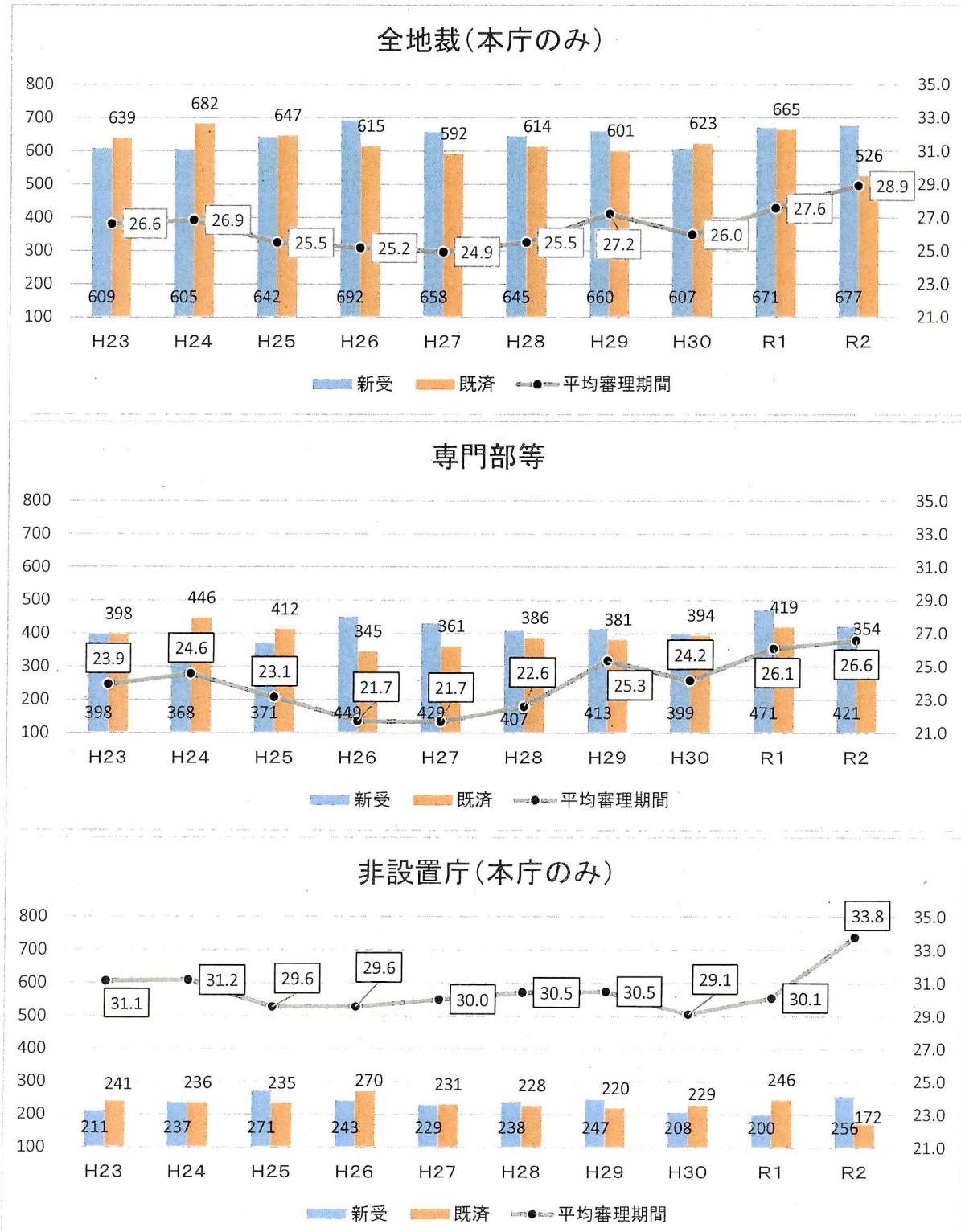
## 4 労働

(1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移	15
(2) 終局別平均審理期間の比較	16

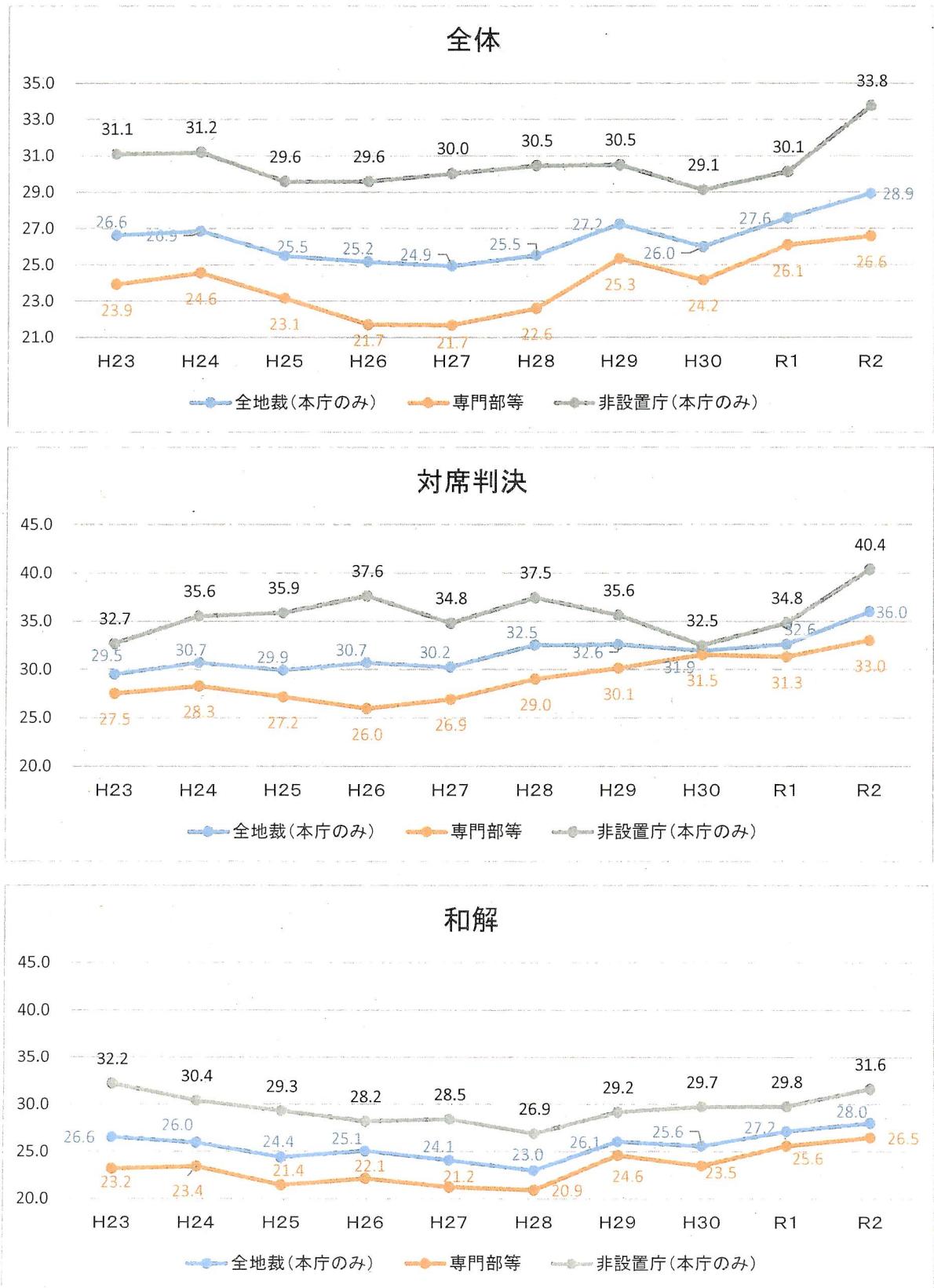
(3) 審理期間別割合の推移	17
(4) 手続段階別審理期間の推移	17
(5) 上訴率・和解率の推移	18
5 行政	
(1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移	19
(2) 平均審理期間の比較	20
(3) 審理期間別割合の推移	21
(4) 手続段階別審理期間の推移	21
(5) 上訴率の推移	22

## 1 医事

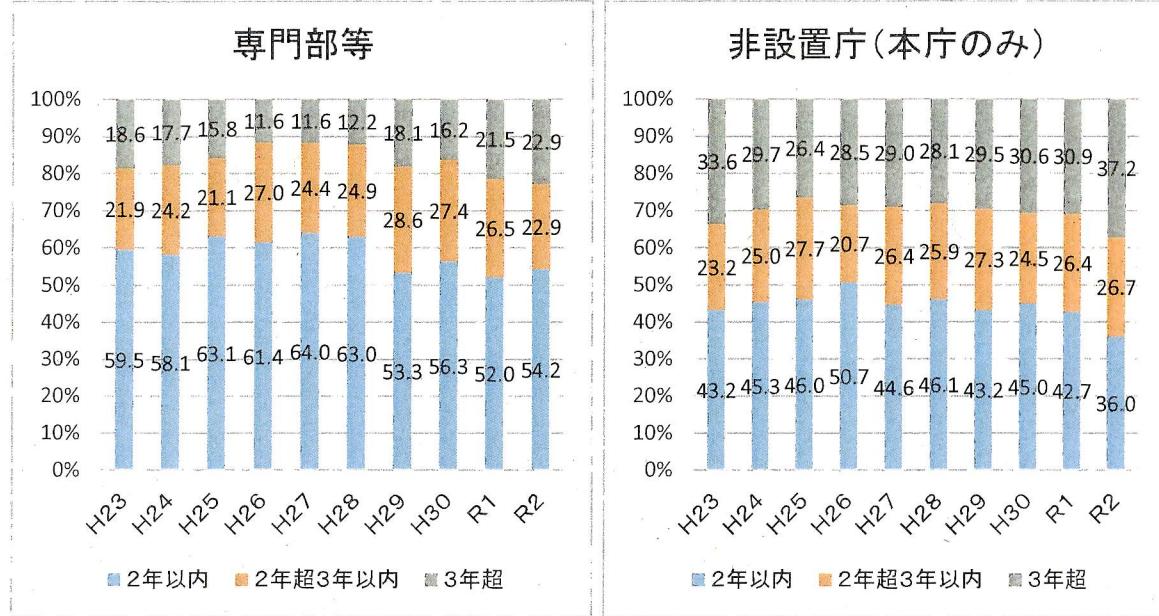
## (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移



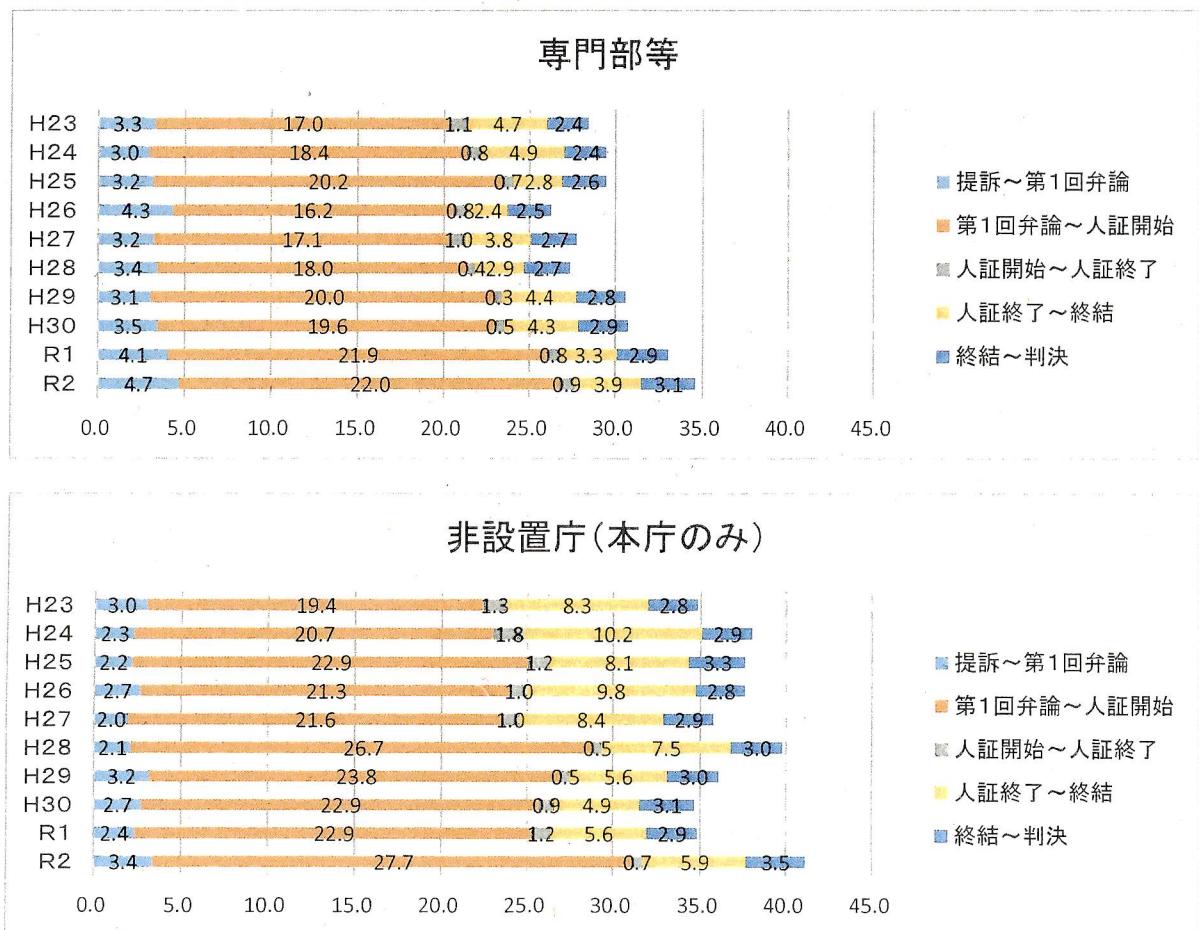
## (2) 終局別平均審理期間の比較



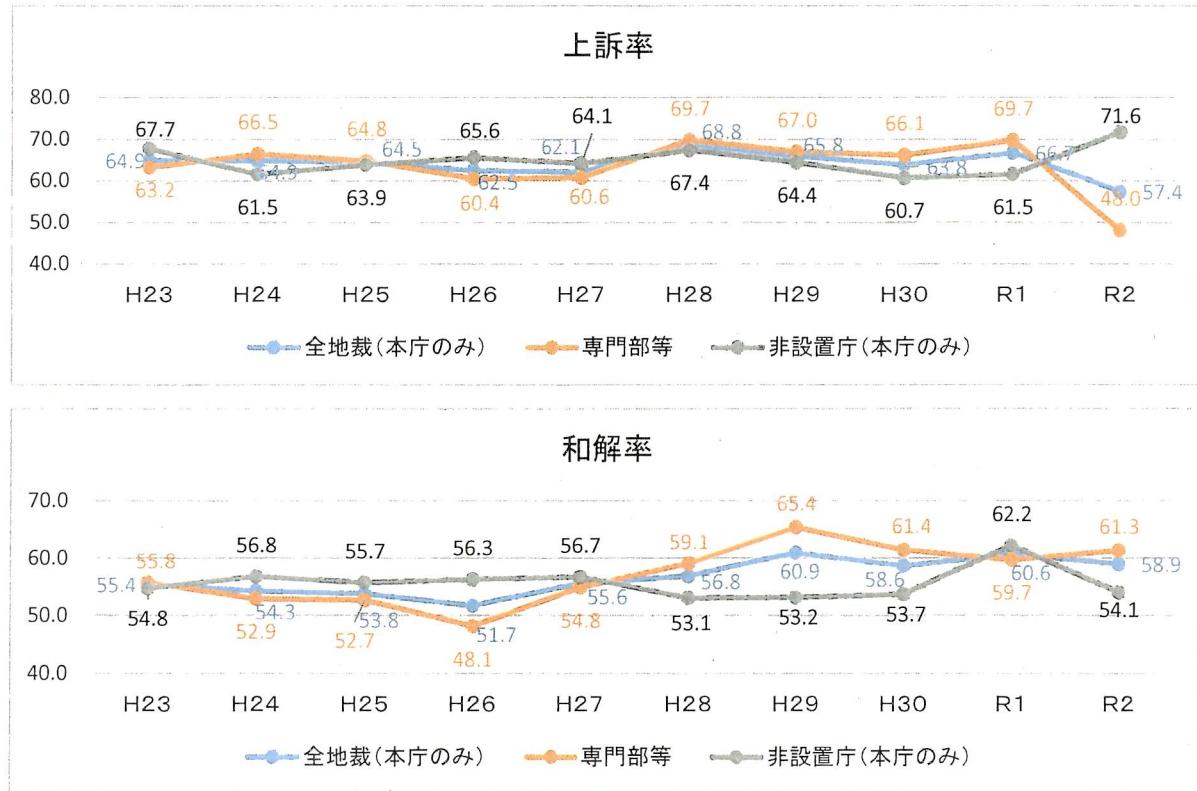
## (3) 審理期間別割合の推移



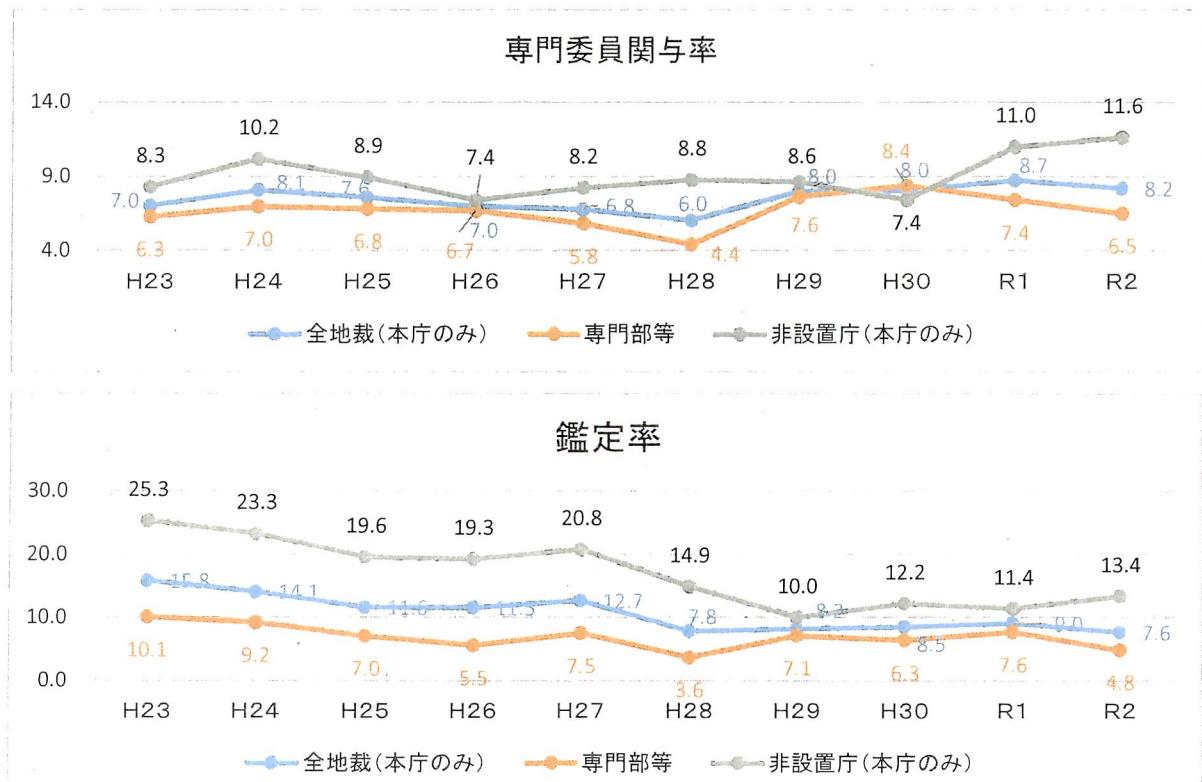
## (4) 手続段階別審理期間の推移



## (5) 上訴率・和解率の推移

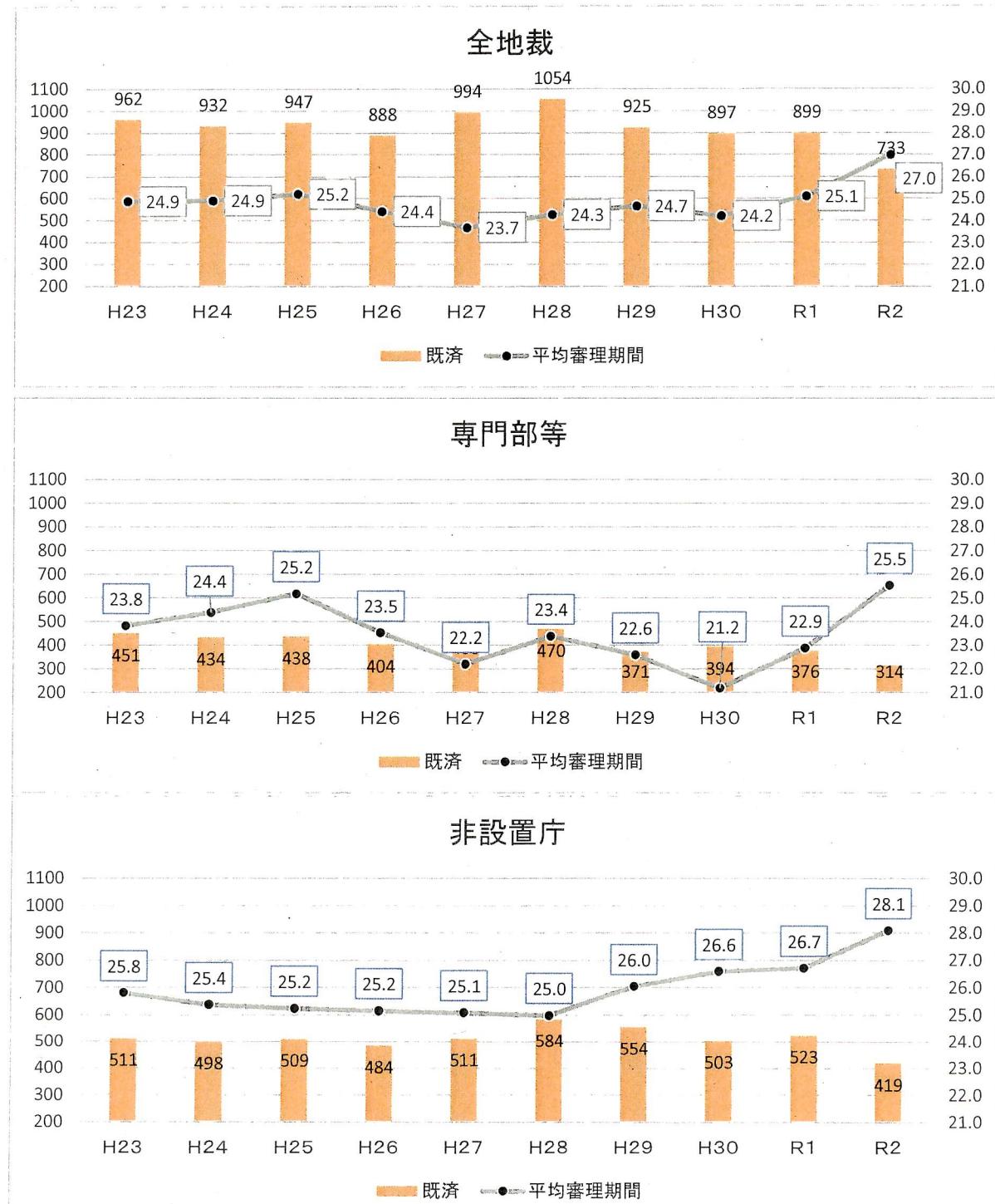


## (6) 専門委員関与率・鑑定率の推移

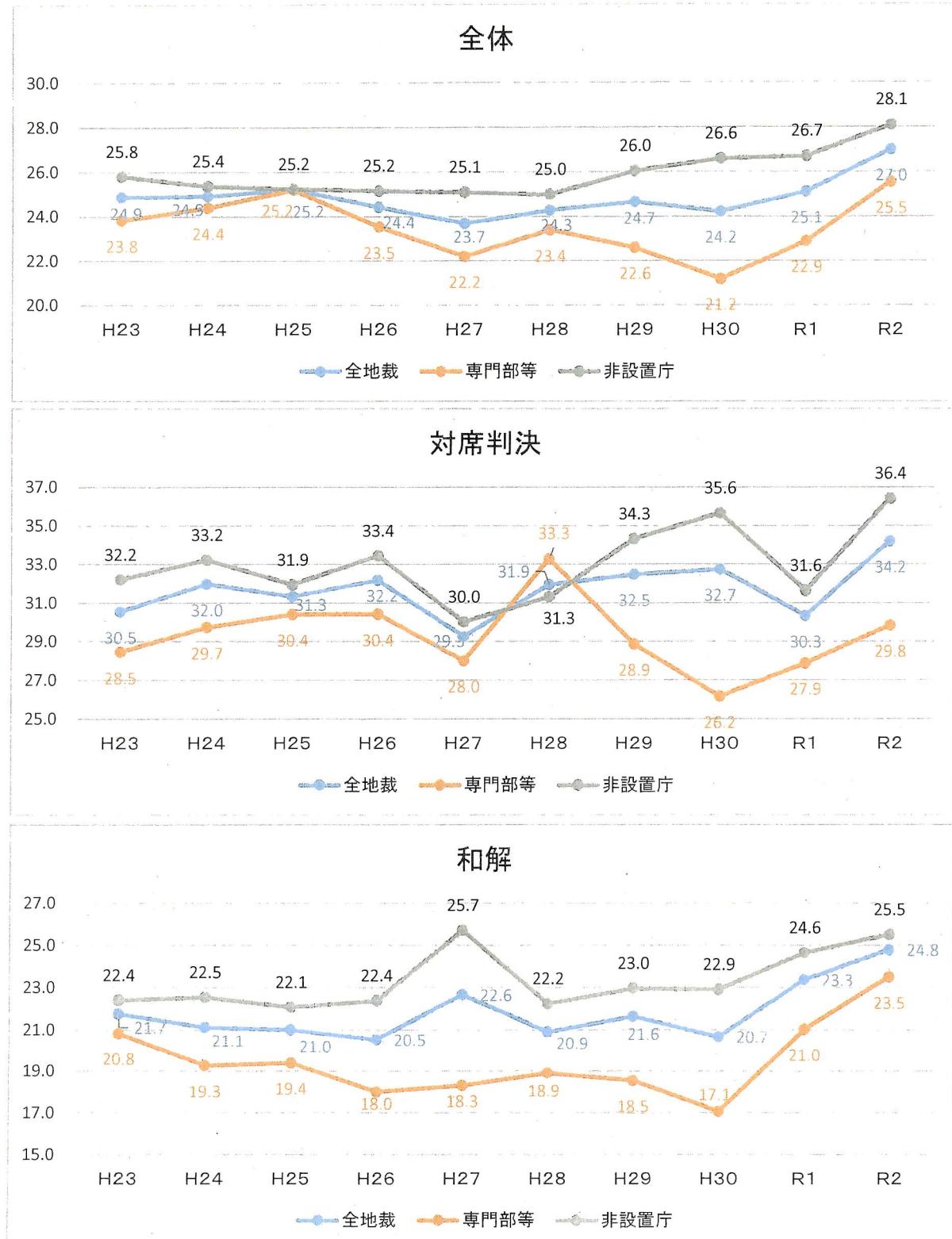


## 2 建築（建築請負代金及び建築瑕疵損害賠償のうち瑕疵主張ありの事案に限る。）

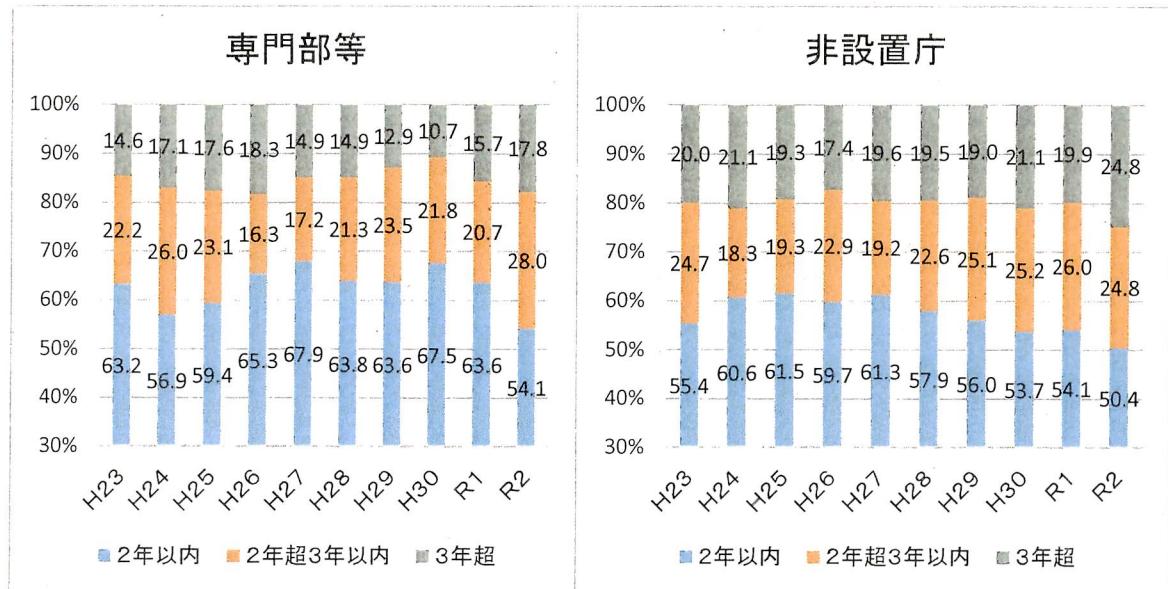
## (1) 既済件数・平均審理期間の推移



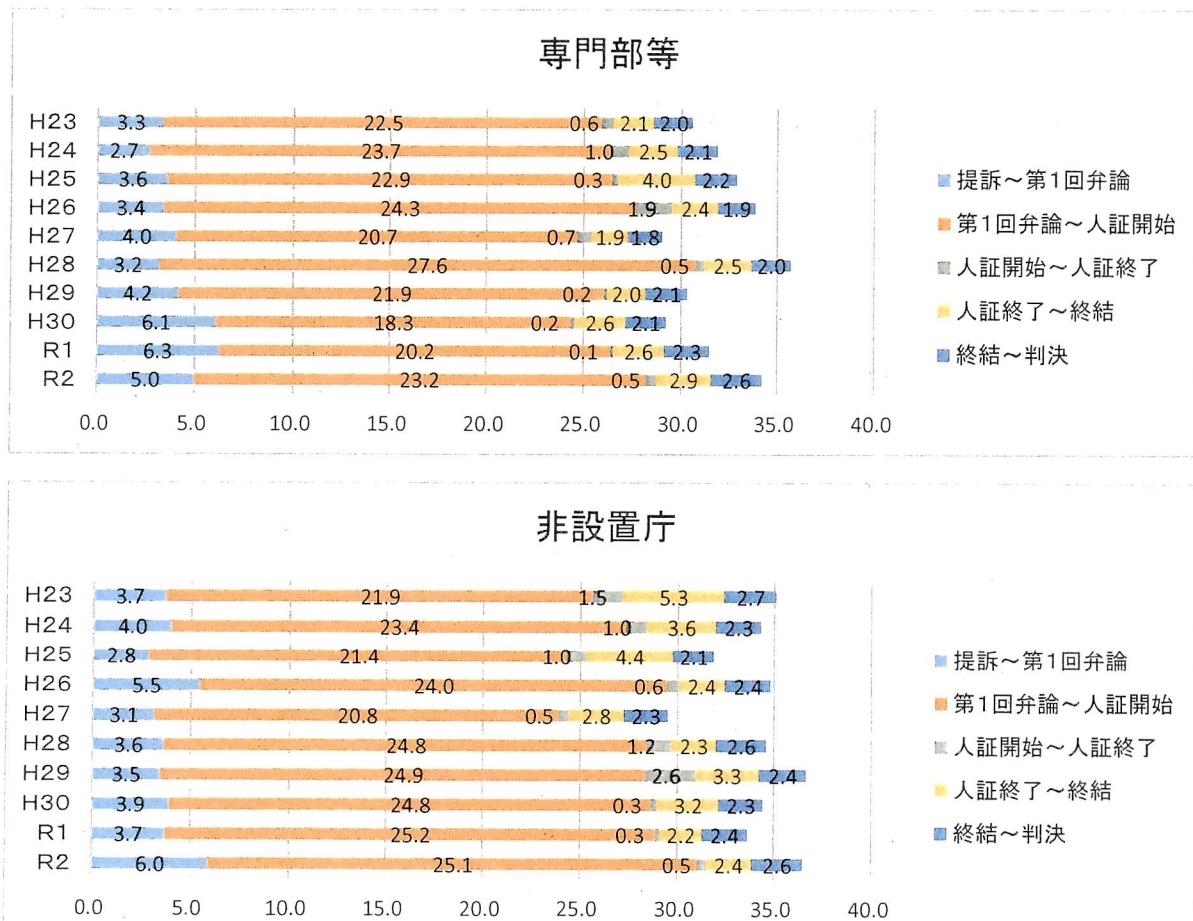
## (2) 終局別平均審理期間の比較



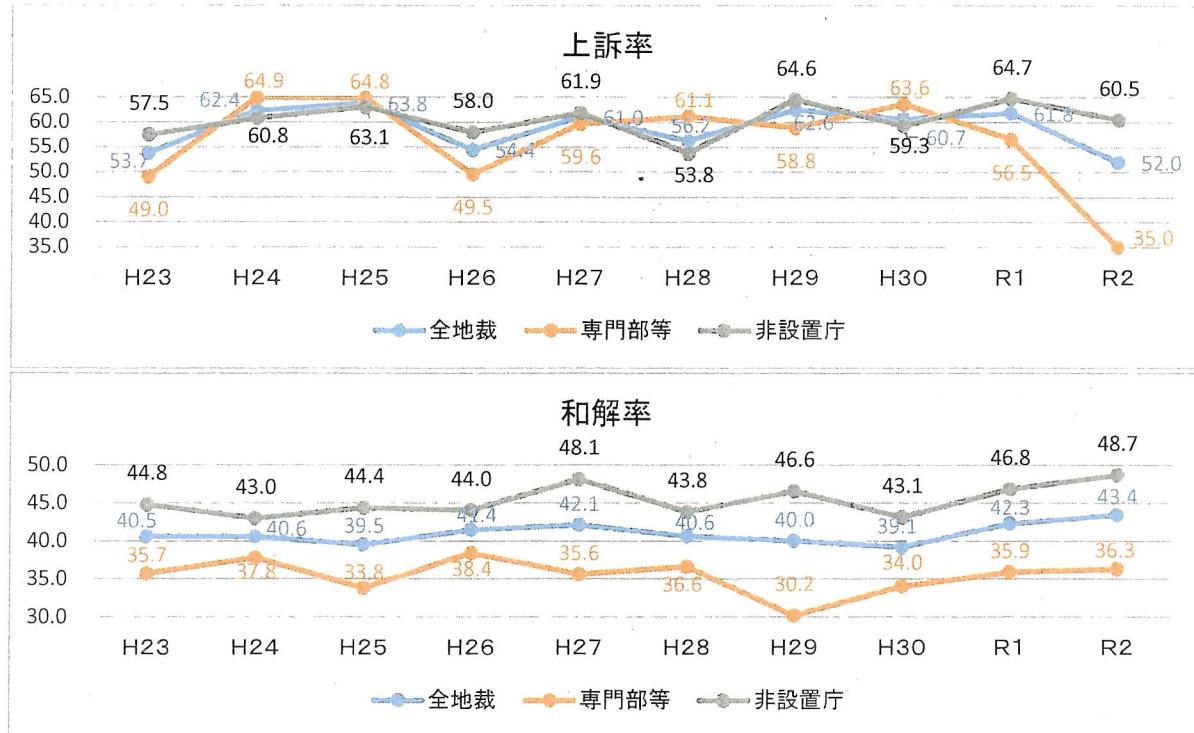
## (3) 審理期間別割合の推移



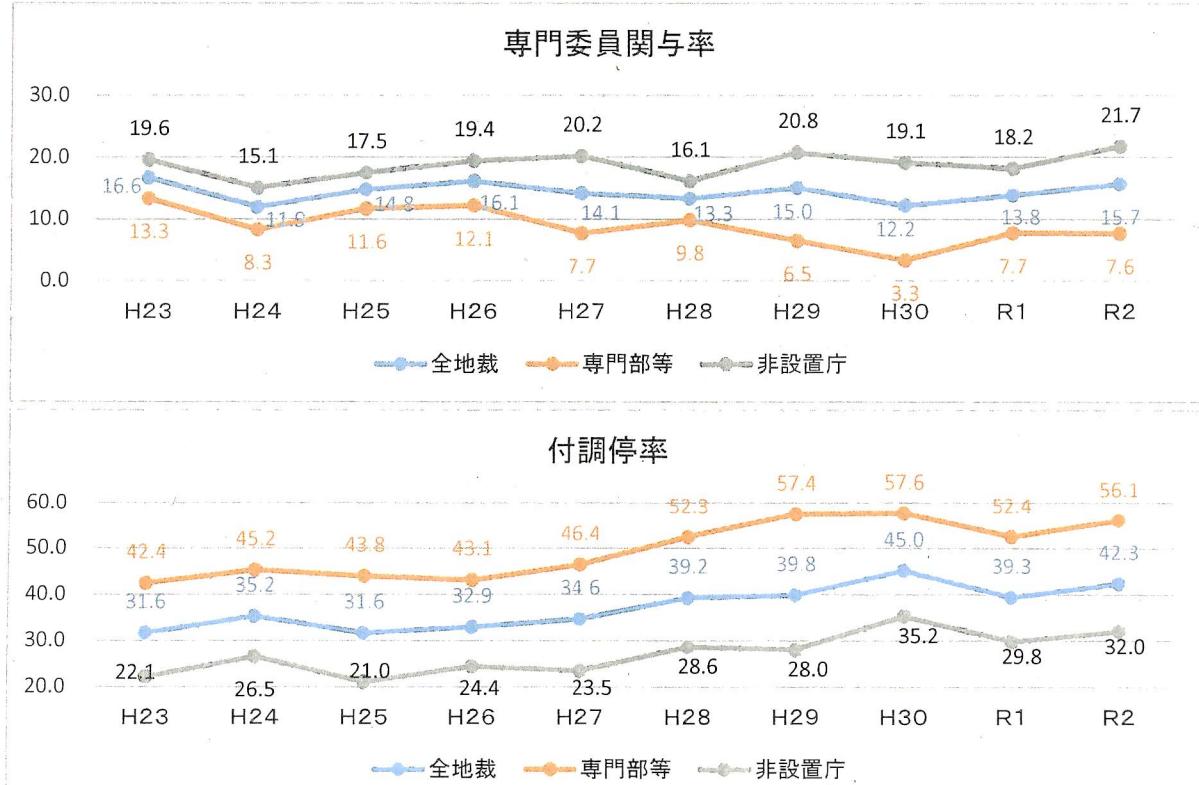
## (4) 手続段階別審理期間の推移



## (5) 上訴率・和解率の推移

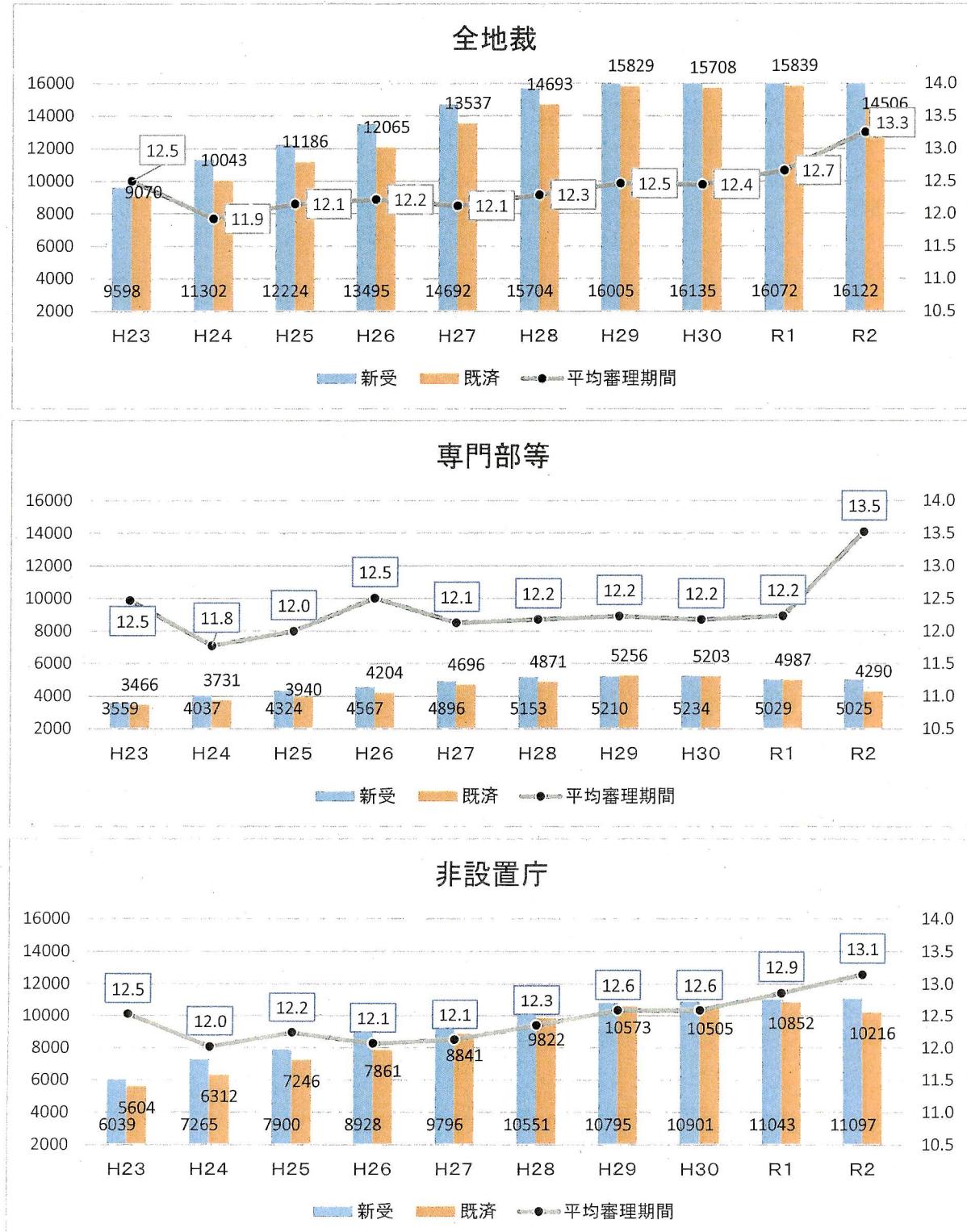


## (6) 専門委員関与率・付調停率の推移

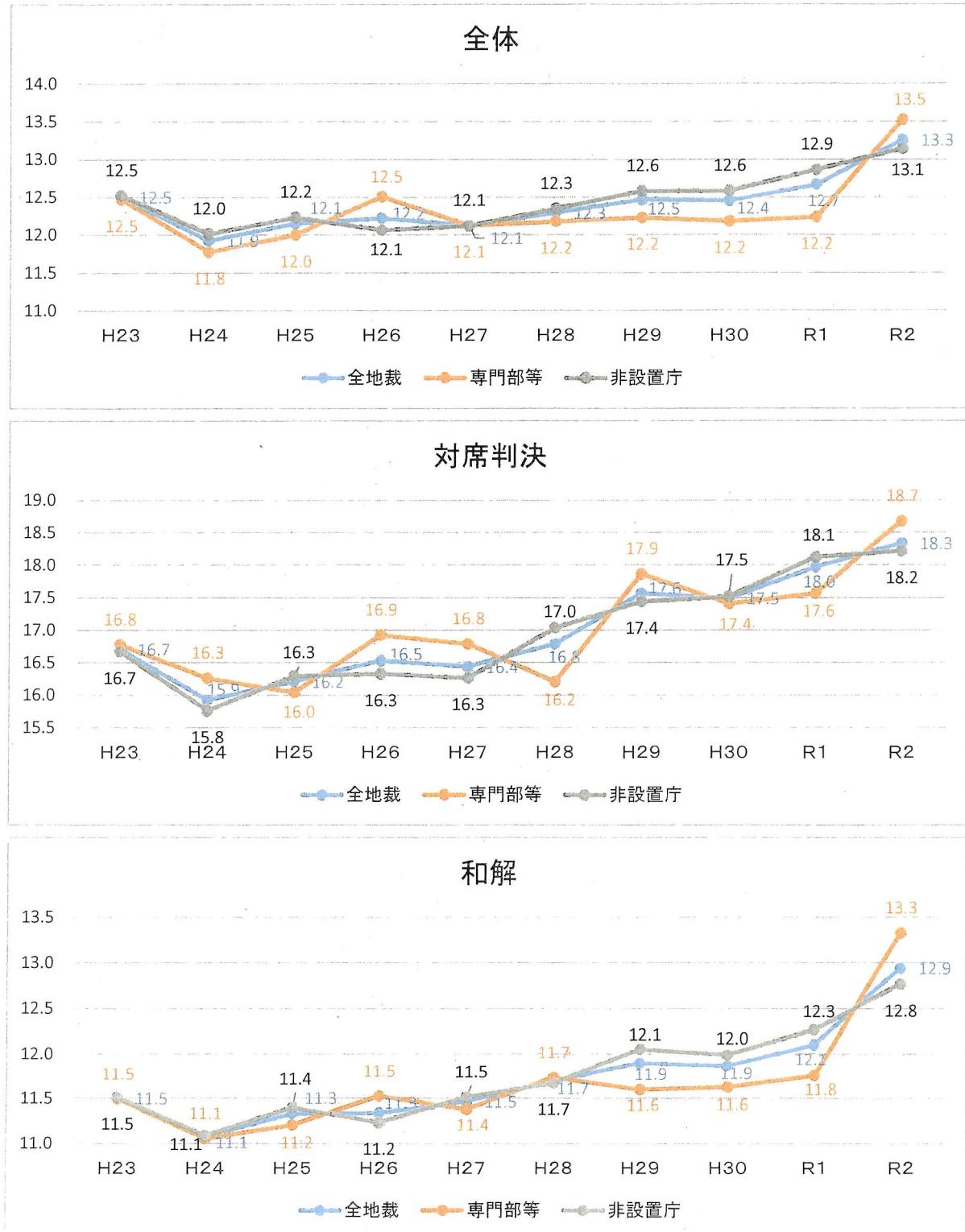


### 3 交通

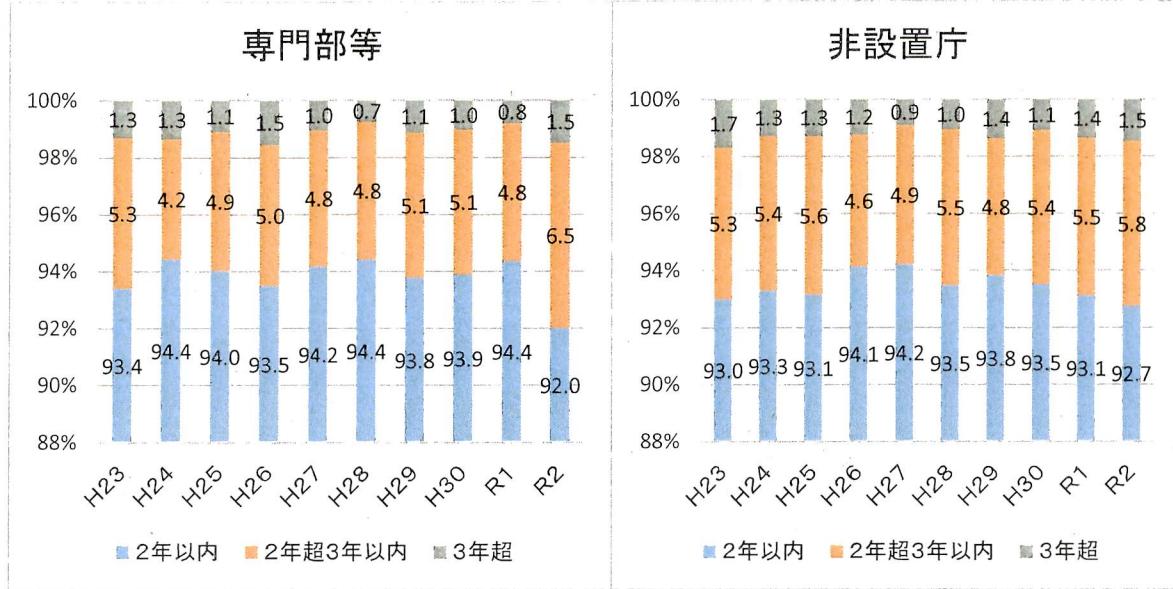
#### (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移



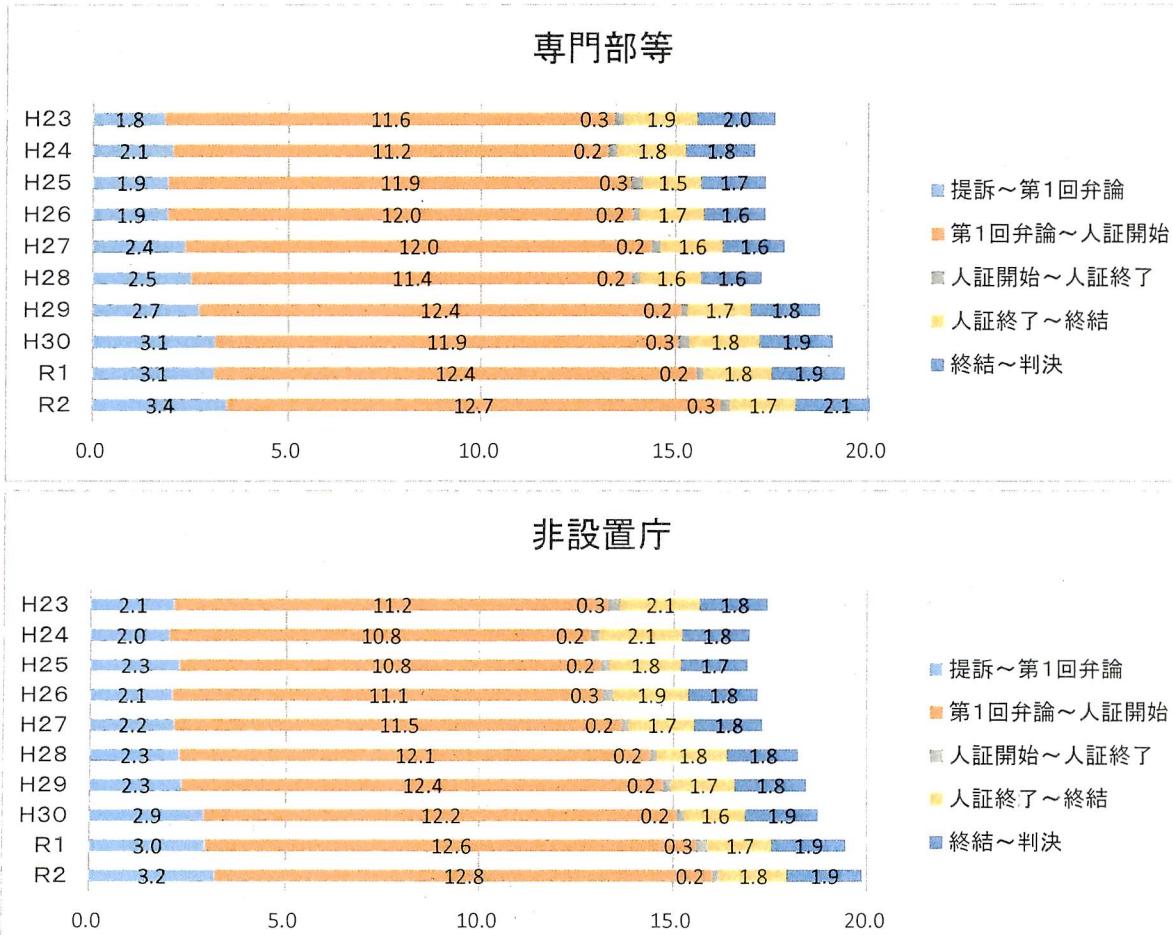
## (2) 終局別平均審理期間の比較



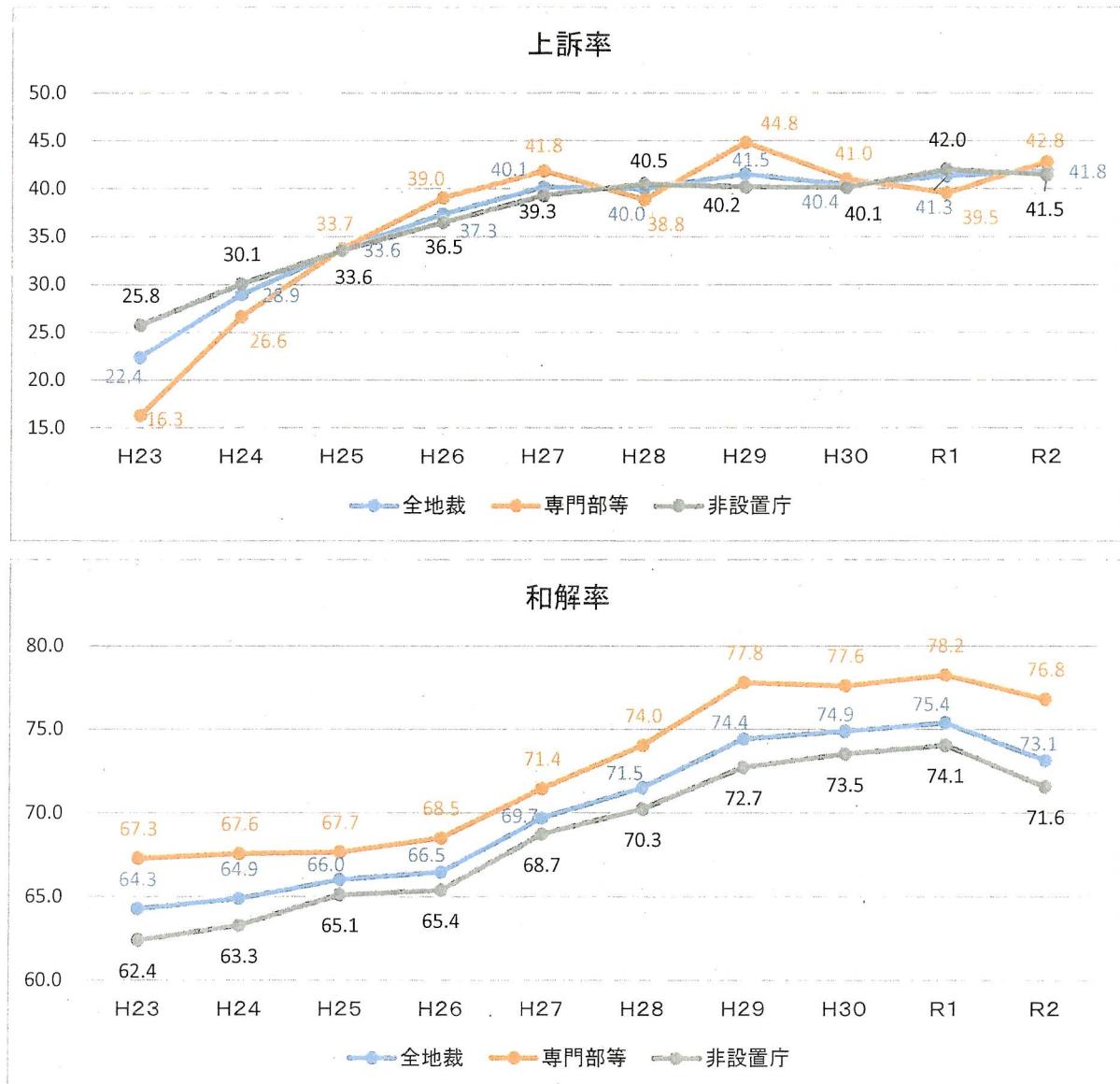
## (3) 審理期間別割合の推移



## (4) 手続段階別審理期間の推移

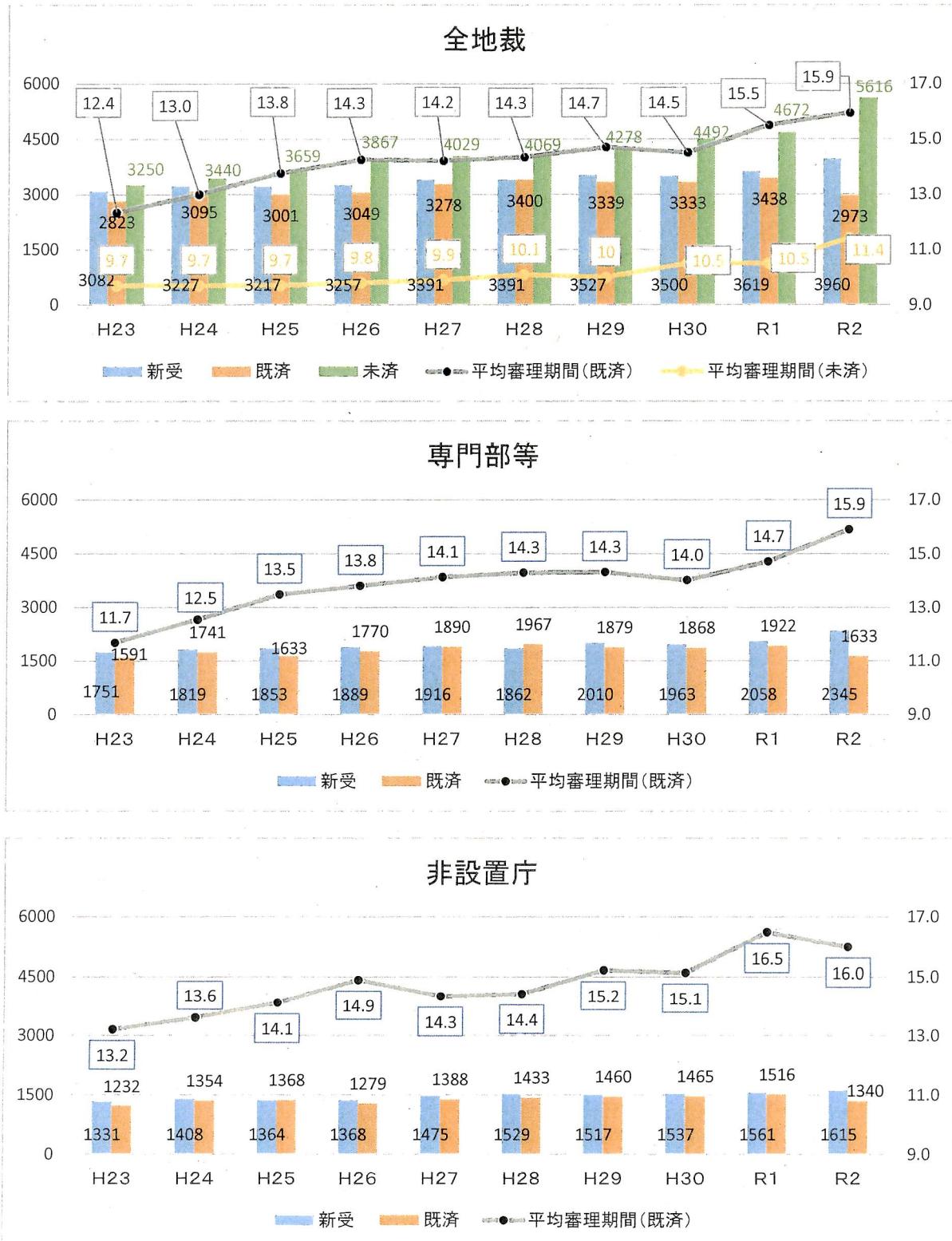


## (5) 上訴率・和解率の推移

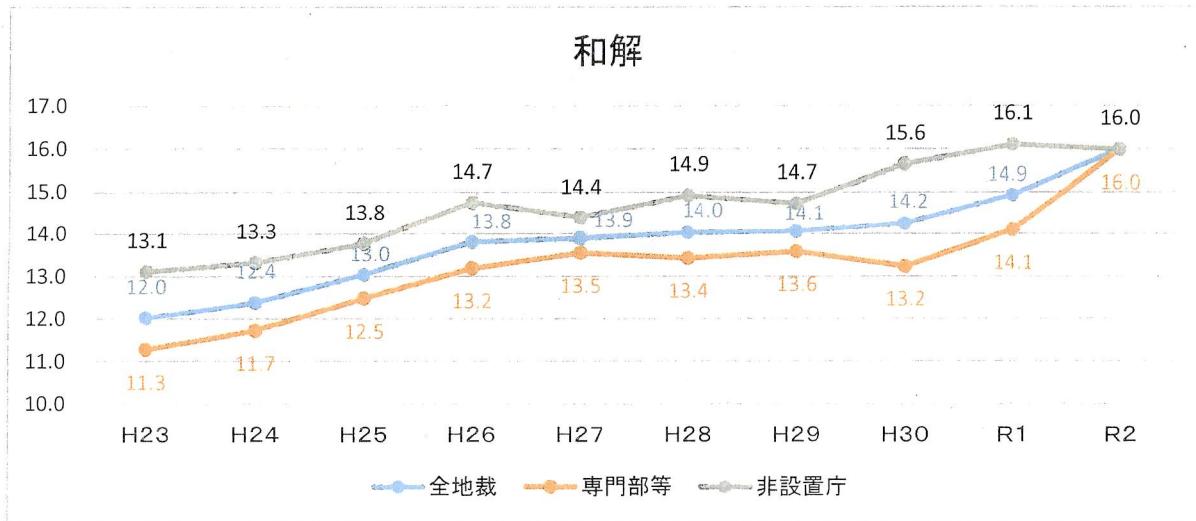
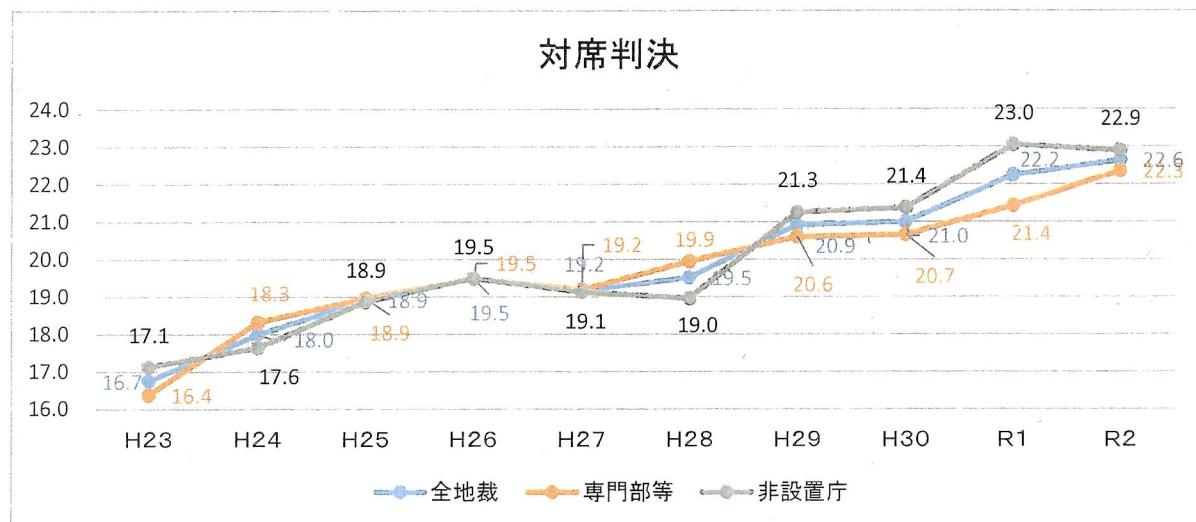
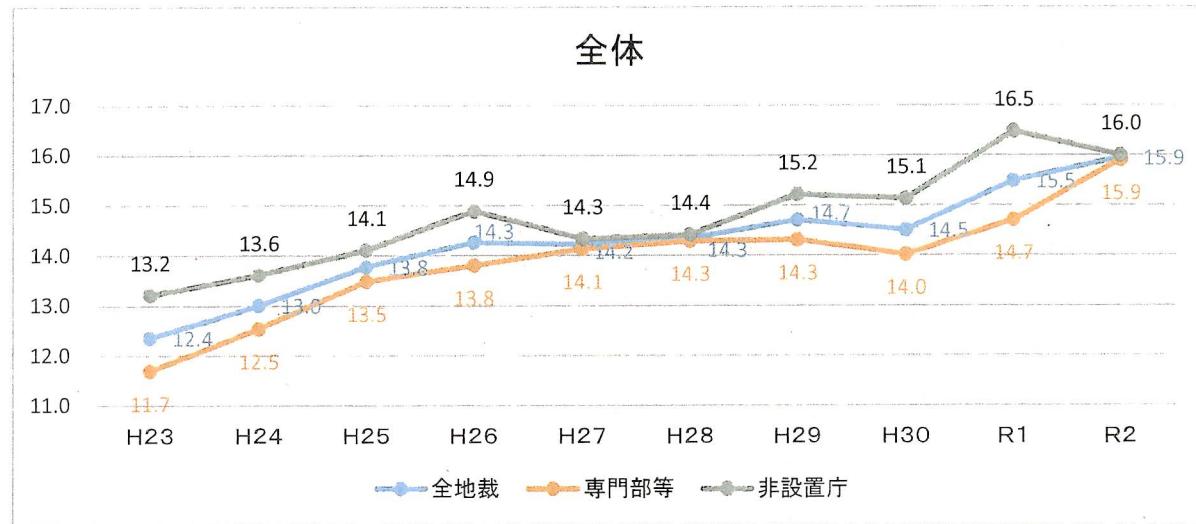


## 4 労働

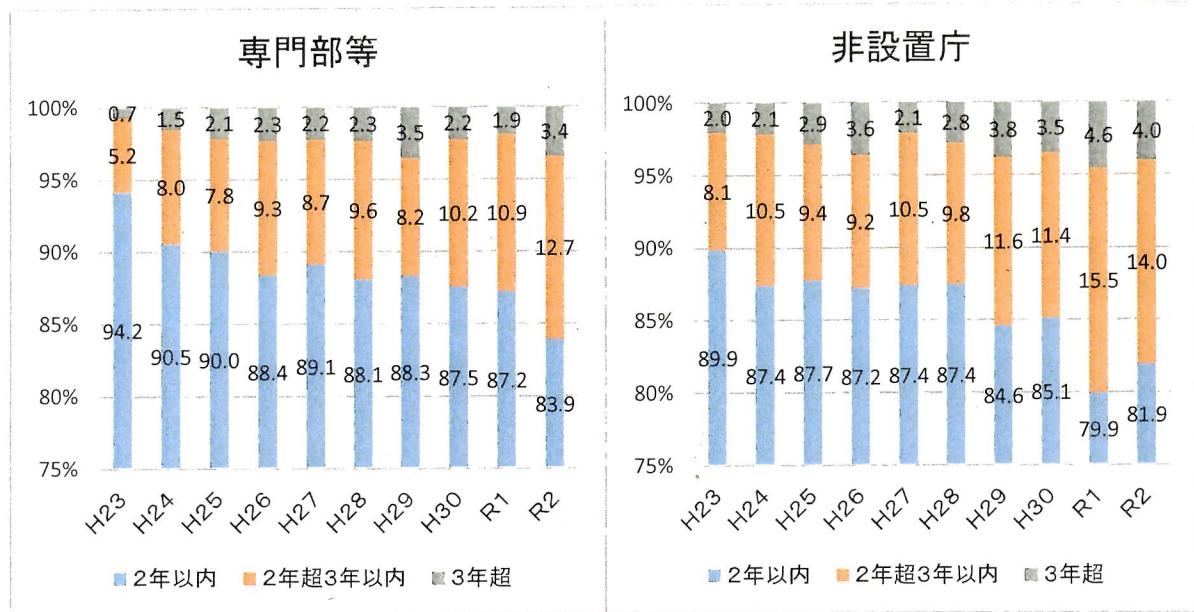
### (1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移



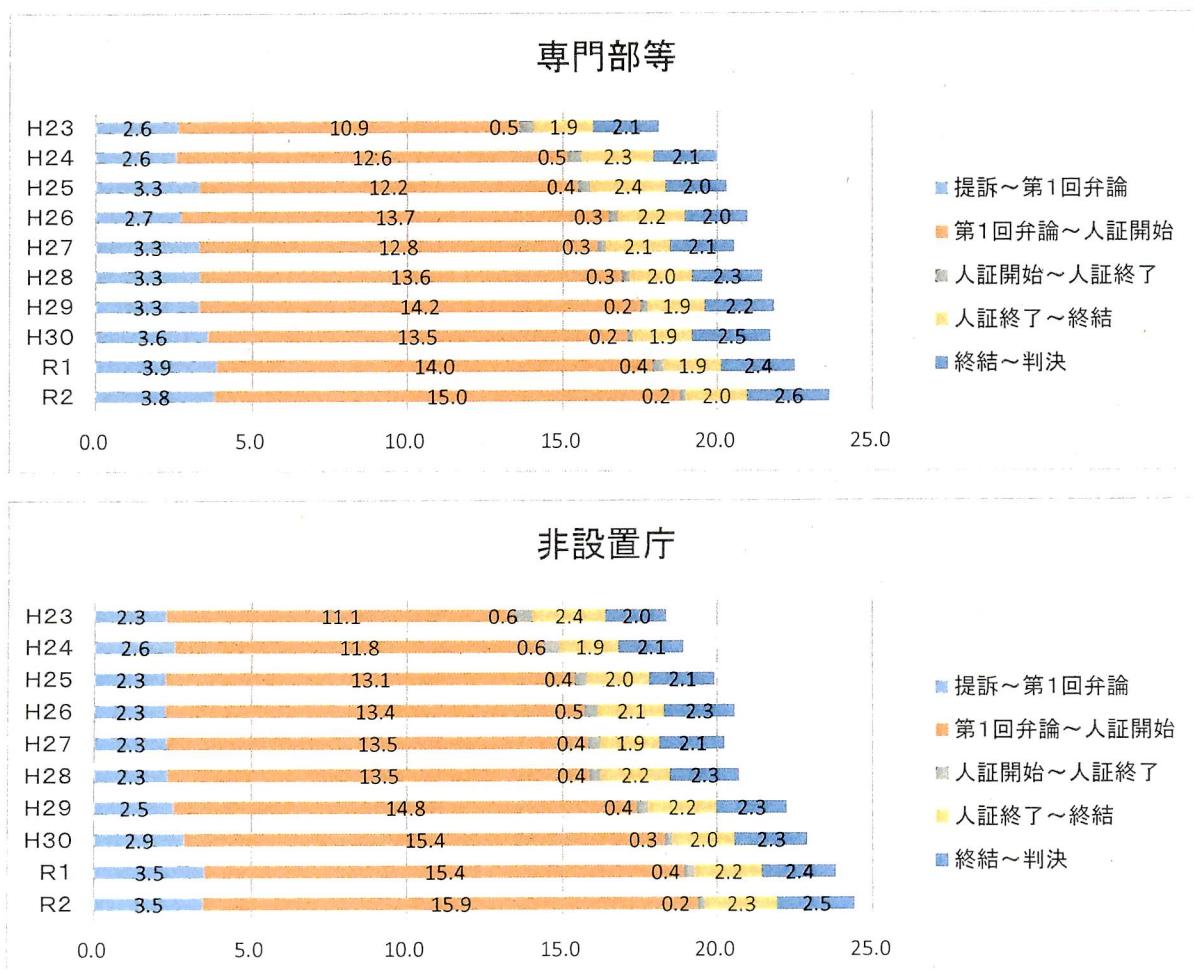
## (2) 終局別平均審理期間の比較



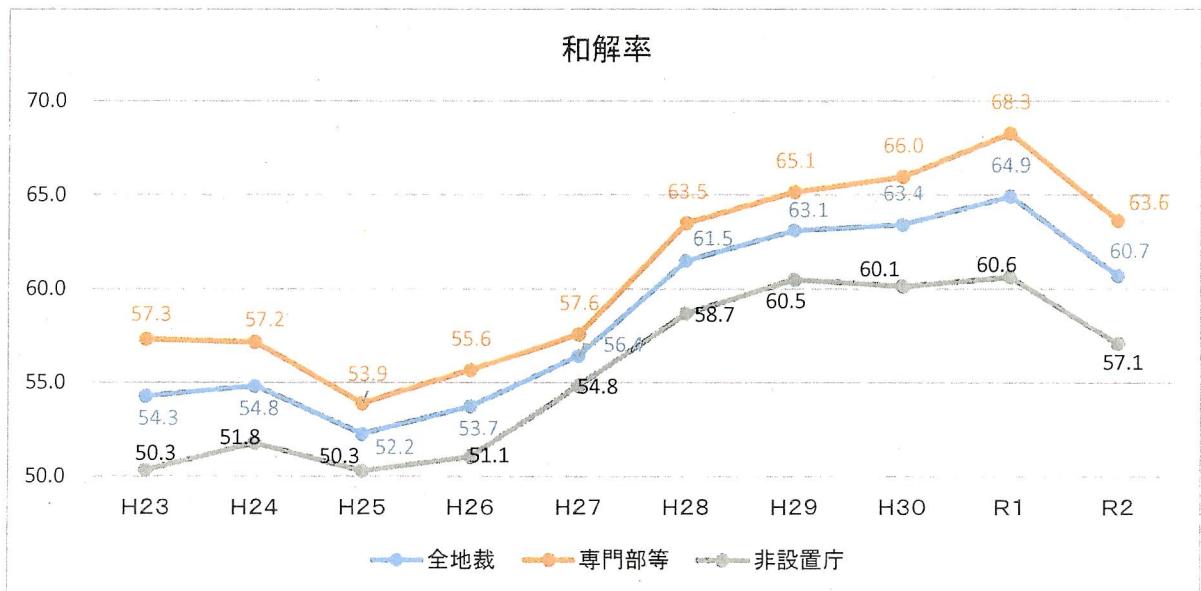
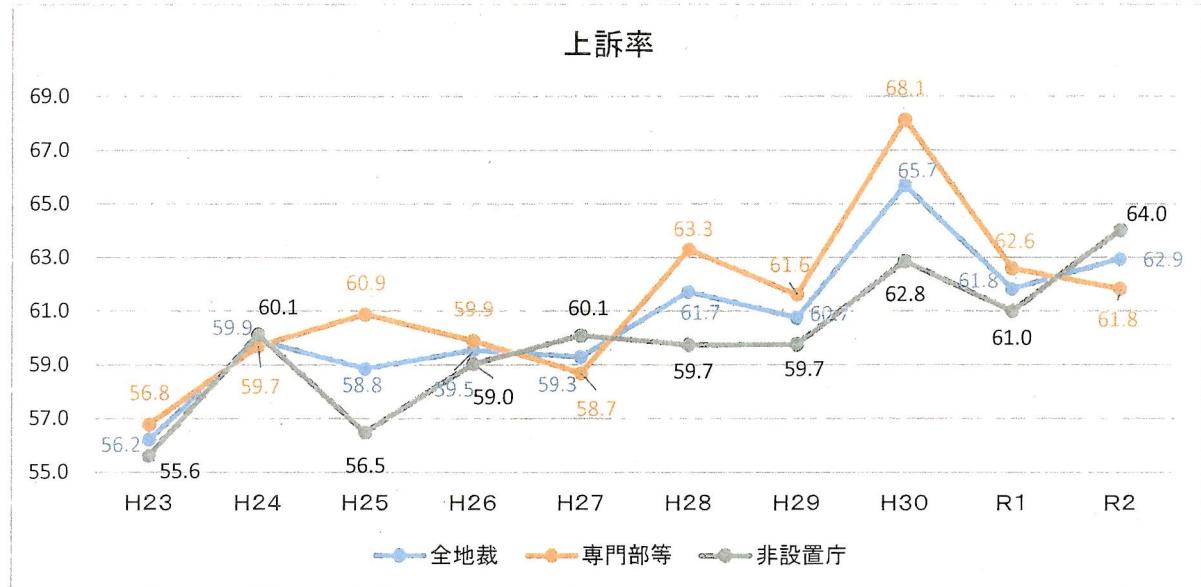
## (3) 審理期間別割合の推移



## (4) 手続段階別審理期間の推移

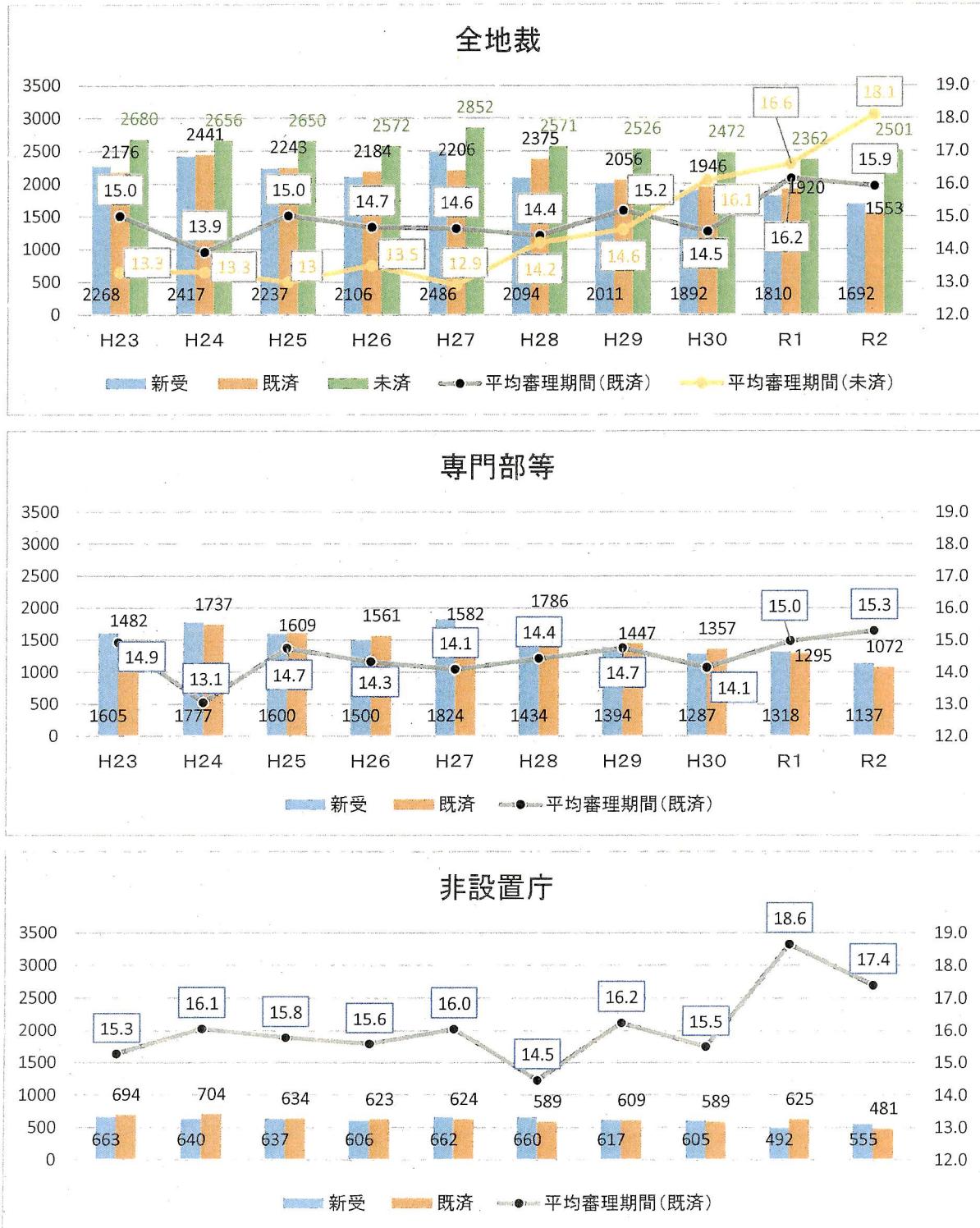


## (5) 上訴率・和解率の推移

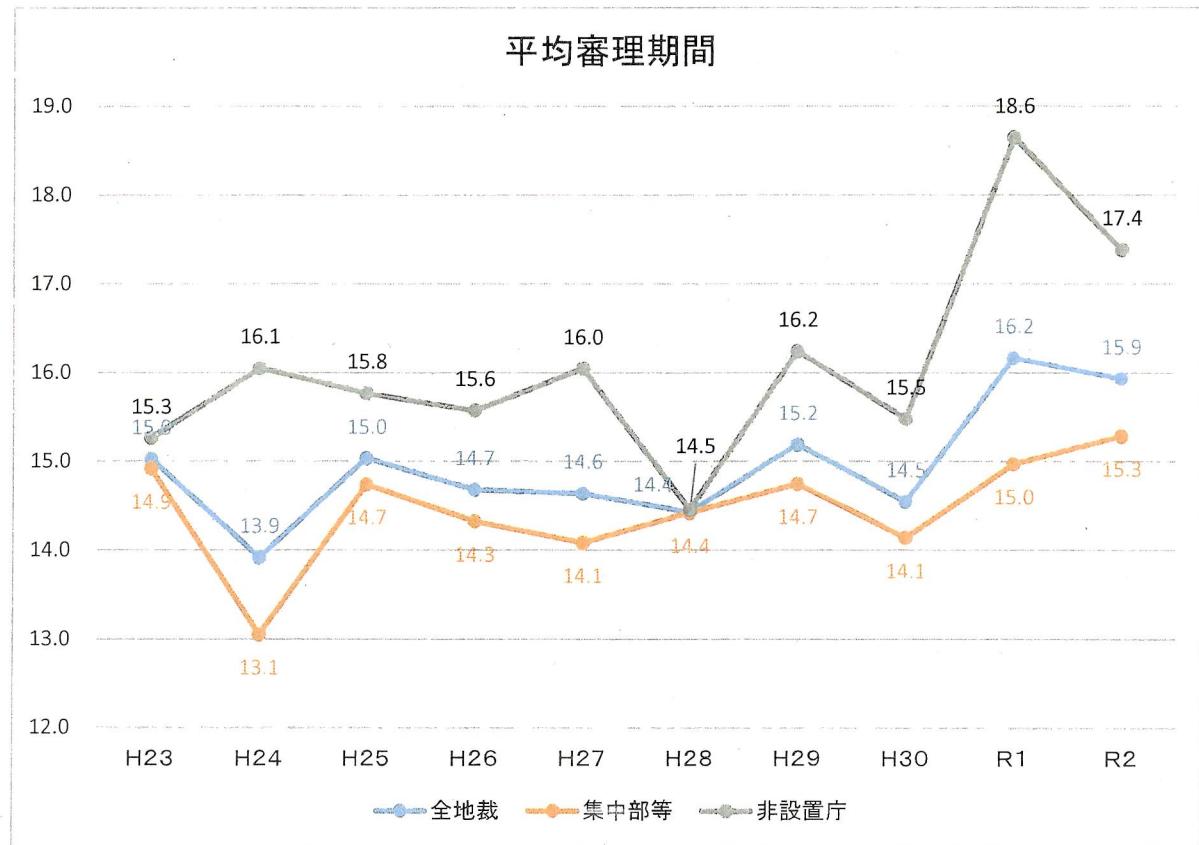


## 5 行政

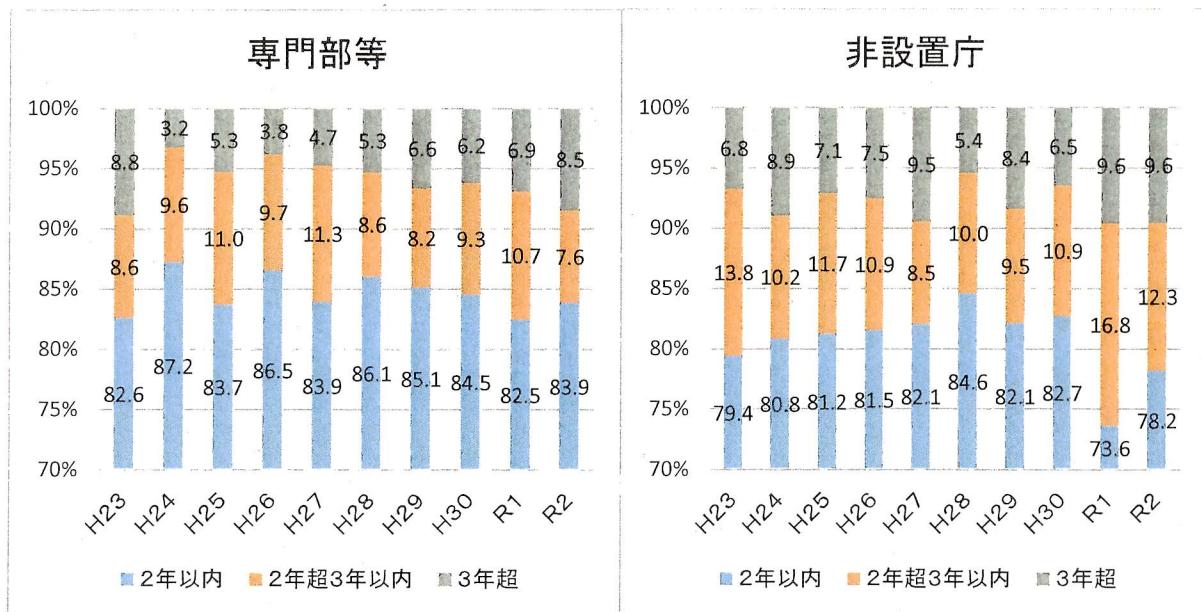
### (1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移



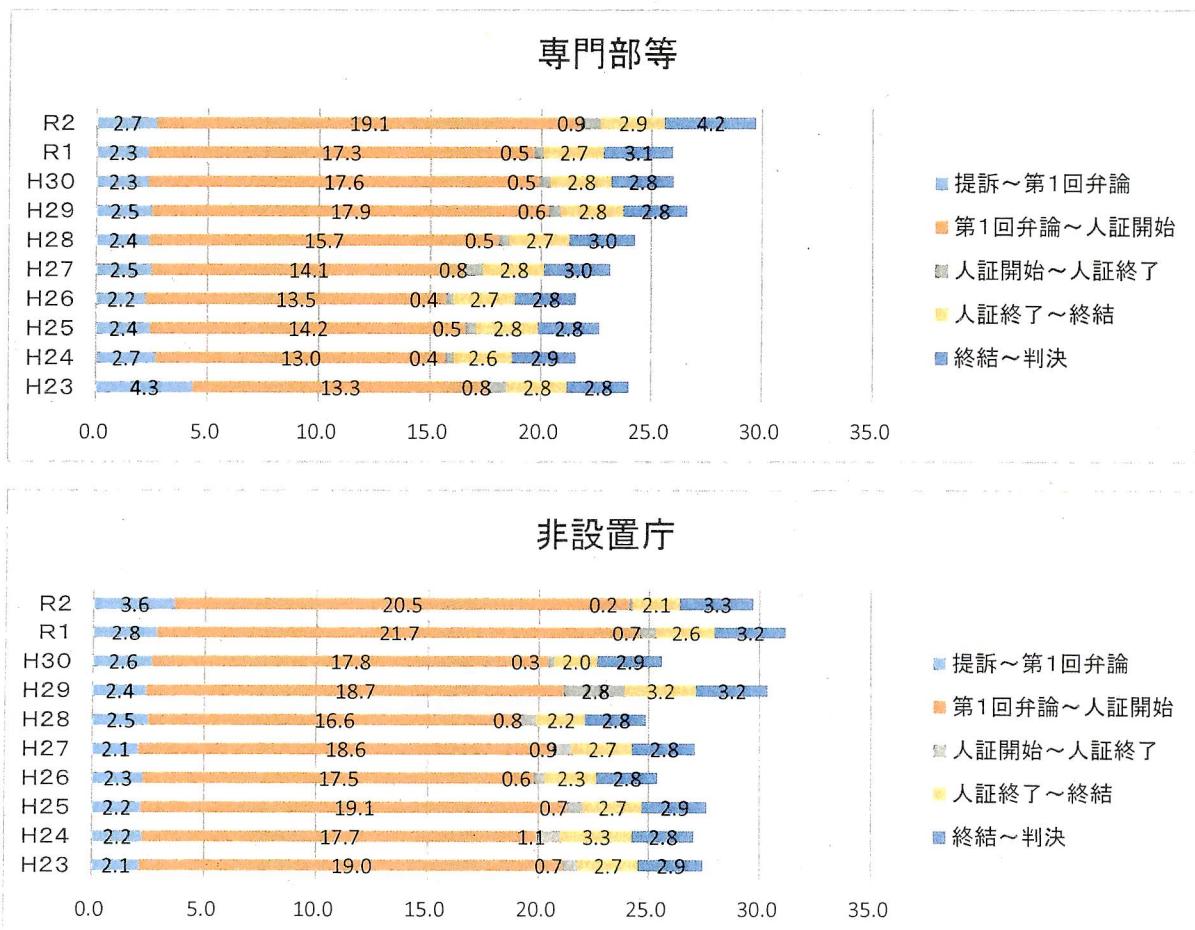
## (2) 平均審理期間の比較



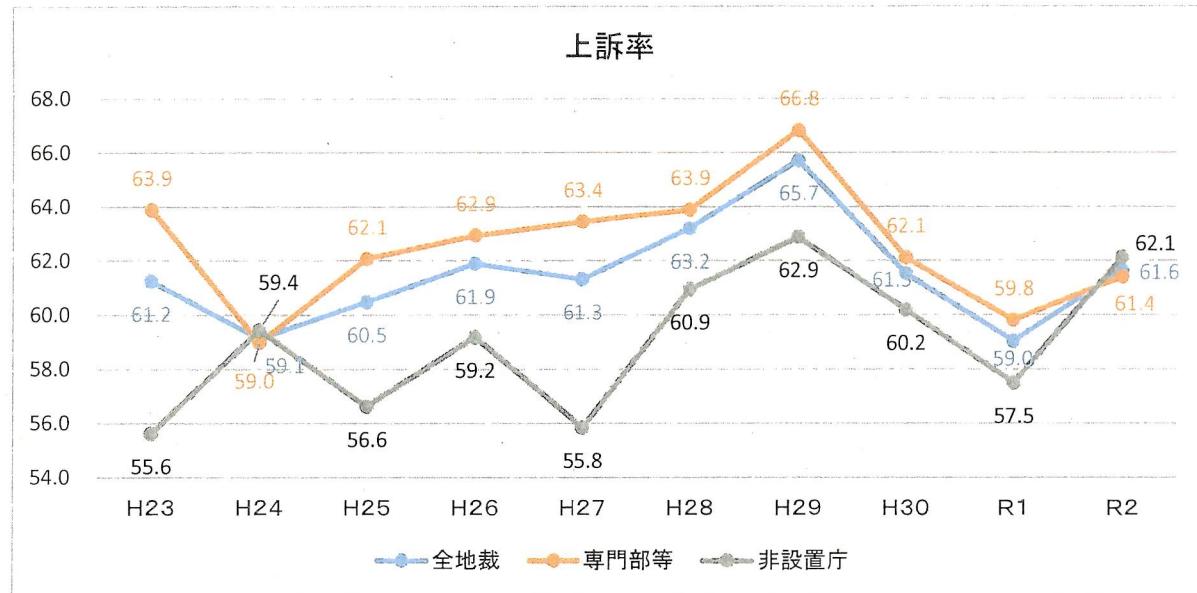
## (3) 審理期間別割合の推移



## (4) 手続段階別審理期間の推移

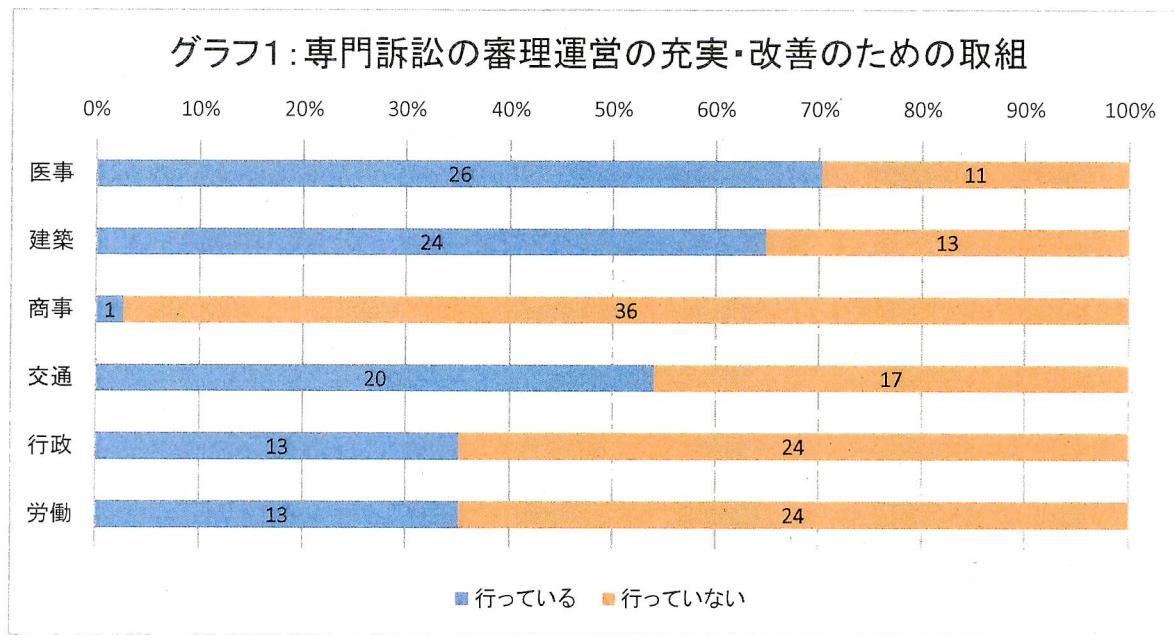


## (5) 上訴率の推移



令和3年度専門訴訟担当裁判官事務打合せ  
専門部等非設置庁に対する事前アンケート結果

**Q 1 専門訴訟の審理運営の充実・改善のための取組を行っていますか。専門訴訟の類型（知的財産関係訴訟を除く。）ごとに「行っている」か「行っていない」を選択し、「行っている」を選択した場合は具体的な取組の内容を回答欄に記載してください。**



具体的な取組の内容

○ 医事

(主張整理・争点整理)

- ・ 診療経過一覧表の作成【1・2 庁】
- ・ 争点整理案、主張整理表の作成【2 庁】

(立証)

- ・ 書証番号の振り分け【5 庁】
- ・ 早期の段階で、協力医の有無や私的意見書の提出予定を聴取【2 庁】

(専門的知見)

- ・ 専門委員の活用【4 庁】

- ・ 医療訴訟連絡協議会等、医療関係者や専門委員等との意見交換や協議の実施【7庁】

○ 建築

(主張整理・争点整理)

- ・ 瑕疵一覧表等の活用【18庁】
- ・ 争点整理案の作成・ブロックダイアグラムを用いた争点整理【2庁】
- ・ 専門部が作成した審理モデルを参考にした審理【1庁】

(専門的知見等)

- ・ 調停委員・専門委員の活用【13庁】
- ・ 建築士を講師に招いた研究会や専門委員との協議会の実施【3庁】
- ・ 現地進行協議の活用【2庁】

(その他)

- ・ 高裁管内の他庁と建築訴訟連絡協議会を開催【1庁】

○ 交通

- ・ 一覧表の活用【15庁。うち東京地裁・大阪地裁作成の一覧表の活用7庁】
- ・ 期日の入れ方の工夫（被告代理人がついた時点で第1回期日を取り消す。当初は期日を入れずに主張整理を行う。）【3庁】
- ・ 早期の送付嘱託の促し【2庁】
- ・ 交通事件の審理運営モデルの検討【1庁】

○ 行政

- ・ 訴状審査票の活用【3庁】
- ・ 訴状審査段階における訴訟要件の十分な審査【2庁】
- ・ 本人訴訟の場合、チェックボックス記入式・アンケート形式による補正指示書面の送付【2庁】

○ 労働

- ・ きょうとソフト等、割増賃金の計算表の活用【9庁】
- ・ 東京地裁労働部作成の割増賃金の補正依頼書の活用【2庁】

Q 2 専門訴訟について、審理運営上の困難を感じことがあるか、専門訴訟の類型ごと（知的財産関係訴訟を除く。）に、以下から選択してください（複数選択可）。

【主に訴状審査の段階】

- (1) 本人訴訟の場合など、訴状審査や訴状の補正の促しなどに困難を感じることがある。
- (2) 訴訟要件の把握に困難を感じことがある。

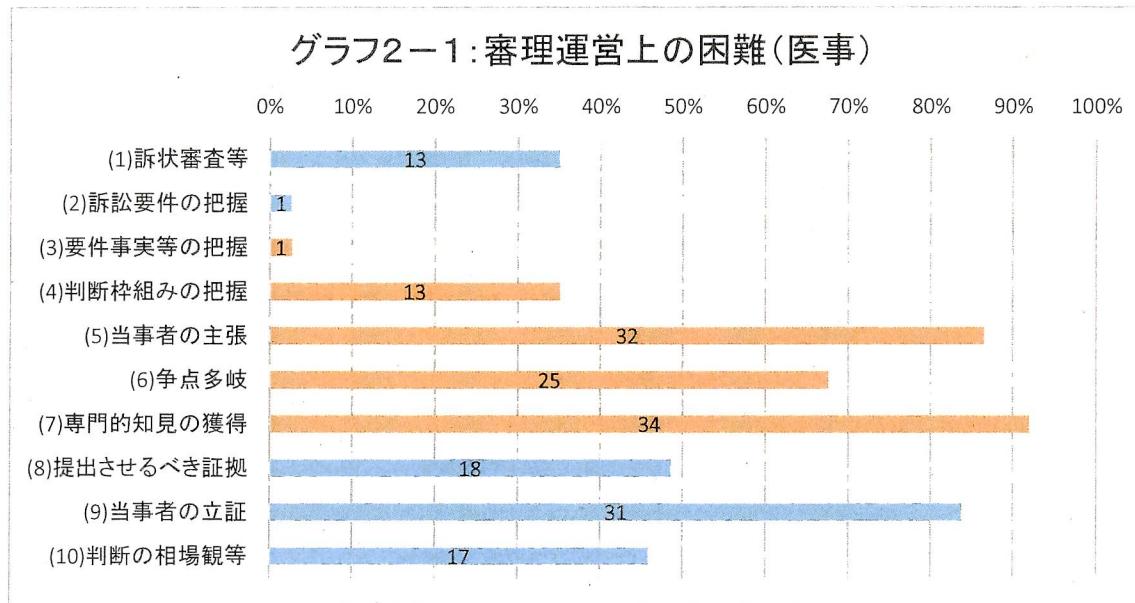
【主に争点整理の段階】

- (3) 要件事実の把握や法制度の理解、法規の解釈に困難を感じことがある。
- (4) 専門訴訟特有の争点に関する判断枠組みの把握に困難を感じことがある。
- (5) 当事者が適切な主張をしてくれず、困難を感じことがある。
- (6) 争点が多岐にわたり、争点を絞り込むことに困難を感じことがある。
- (7) 争点整理や争点に対する判断に必要な専門的知見の獲得に困難を感じことがある。

【主に立証・判決の段階】

- (8) 当事者にどのような証拠を提出させるべきかについて、困難を感じことがある。
- (9) 当事者が適切な立証をしてくれず、困難を感じことがある。
- (10) 判断の相場観や勘所（規範的要件の判断の中核要素やそれらの重み付け、どの程度の証拠がそろっていれば事実を認定することができるか、判断のスジやすわり等）をつかみにくく、困難を感じことがある。
- (11) その他（具体的に記載してください。）

## ○ 医事



### (主張整理・争点整理)

- 当該専門性について代理人弁護士自身が十分理解できていない場合、反論が出る都度持ち帰って対応を検討するといった進行になり、迅速な進行ができないことがある。
- 当事者から、過失の主張なのか単なる事情なのか分からぬ事実が雑多に主張され、裁判所が整理を促しても対応していただけない場合に、争点の確認及び判決において、どこまで各主張に触れるか悩ましいことがある。

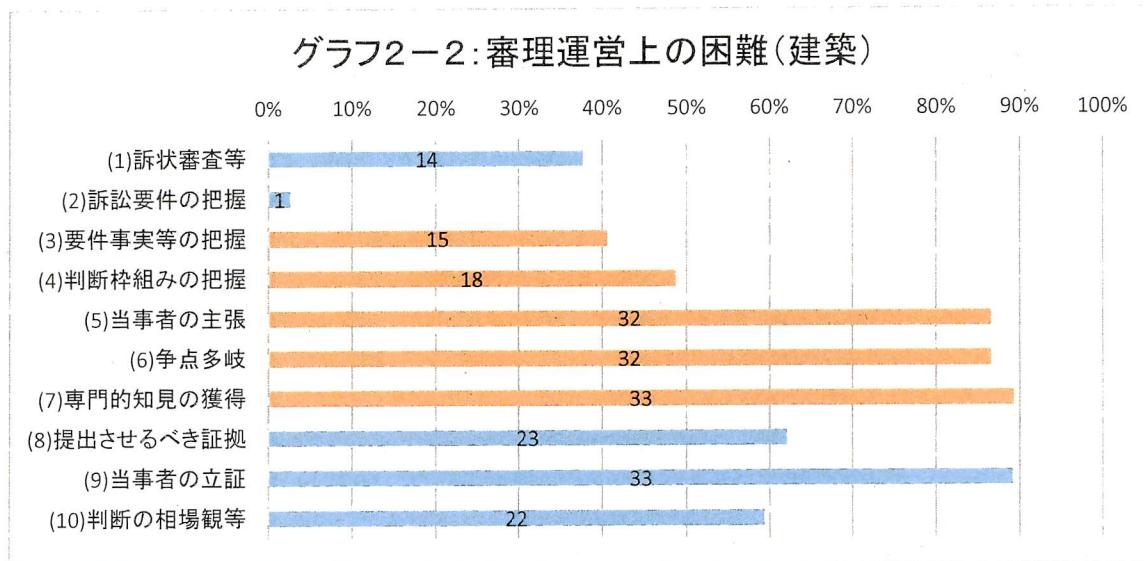
### (専門的知見)

- 医学的知見に関する文献と当該訴訟との関連性や、当該文献の信頼性についての当事者の意識が不十分な例が散見される。
- 医療訴訟で、専門委員からは、説明しか聞くことができず、その結果が証拠にならないため（評価的説明などそれを超える利用法については当事者から抵抗を示されることが多い）、その後に鑑定をせざるを得なくなるなど、有効な活用方法に限界を感じる。
- 小規模な裁判所においては、調停委員や専門委員の候補者に当事者と利害関係がある方が多く、選任しにくい。
- 医療訴訟における専門家証人について、スケジュール調整が難航し、また、遠方に居住しており費用がかかるなど、証人尋問の実施に多くの費用と時間を割かれることが多いという困難性がある。
- 当事者（代理人弁護士）が適切な専門的知見を得る手段を有しておらず、訴訟進行に困

難を感じることがある。

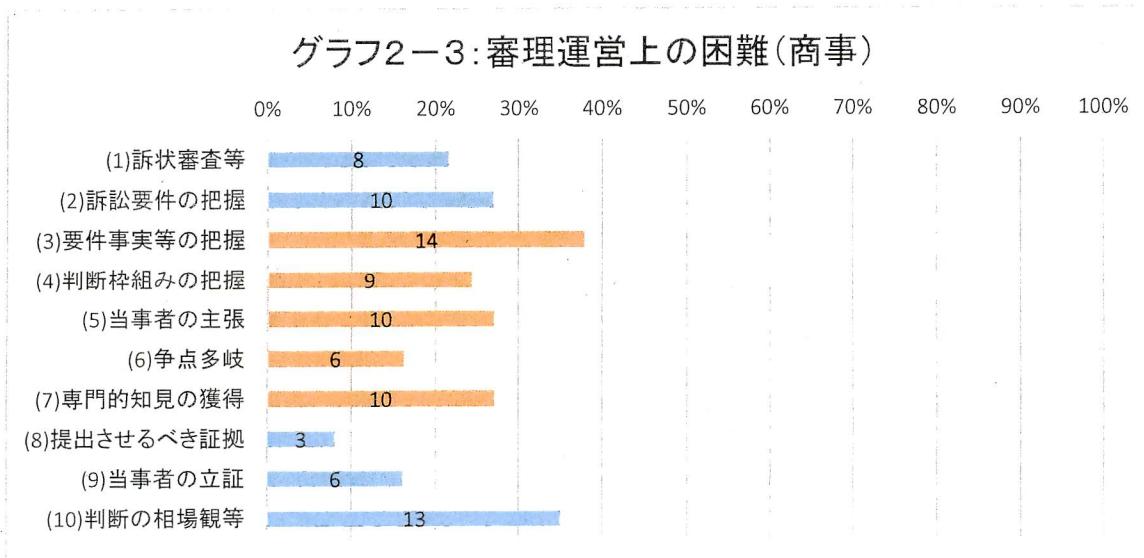
- 専門委員や鑑定人の確保に困難を感じる。

## ○ 建築

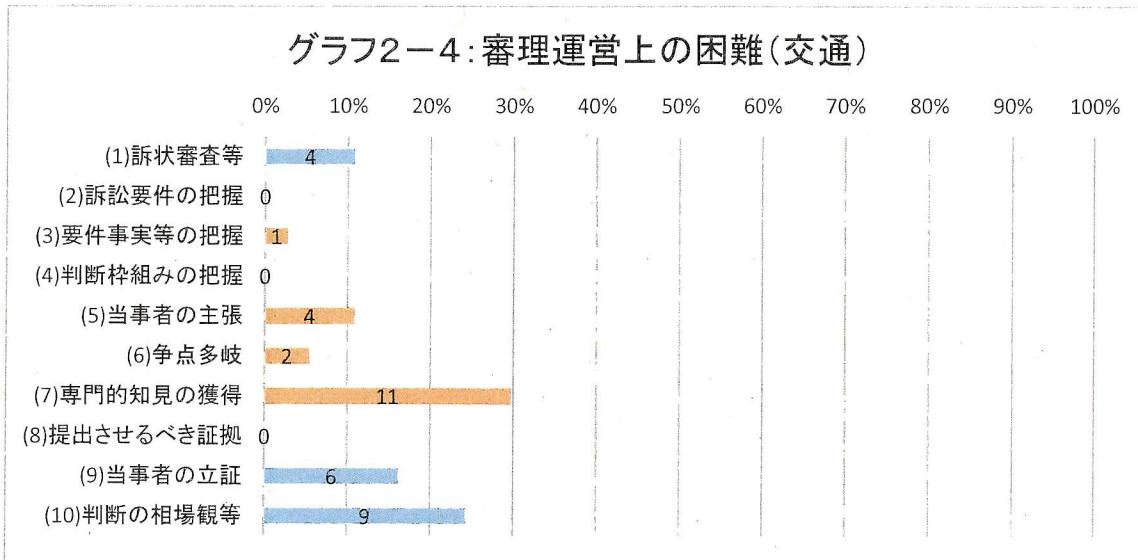


- 当該専門性について代理人弁護士自身が十分理解できていない場合、反論が出る都度持ち帰って対応を検討するといった進行になり、迅速な進行ができないことがある。
- 建築訴訟で、専門委員をうまく活用した効果的な訴訟指揮ができていないと感じる。

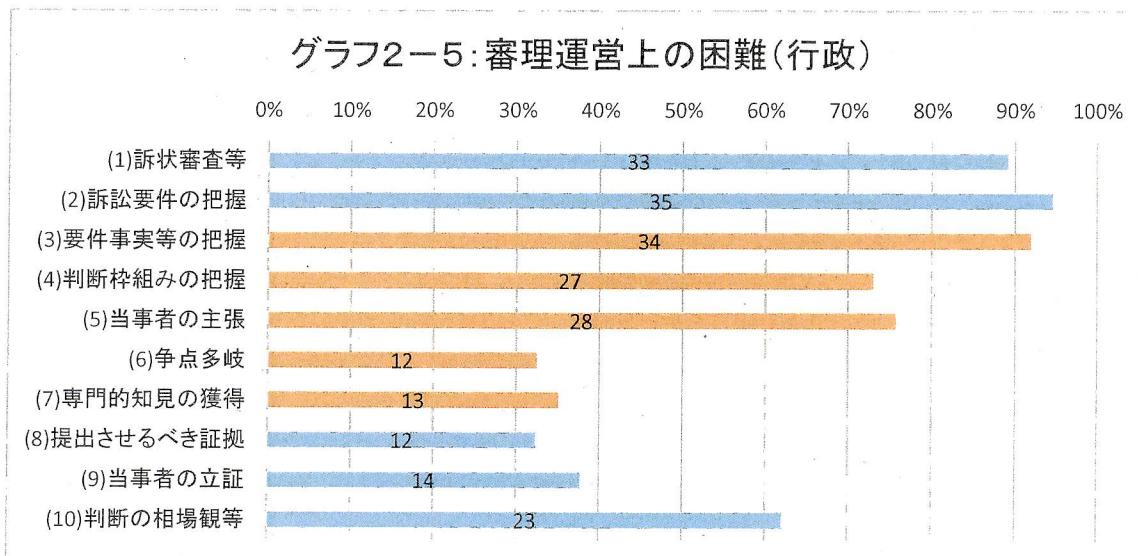
## ○ 商事



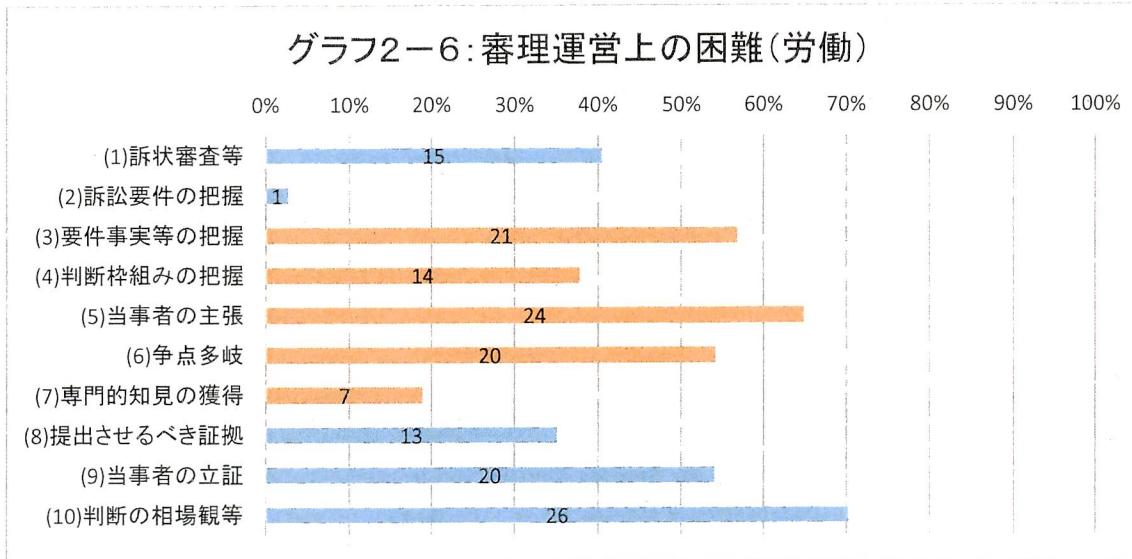
## ○ 交通



## ○ 行政



## ○ 労働



## ○ その他の指摘

### (代理人)

- ・ いずれの訴訟類型についても、訴訟手続の適正・迅速な進行を図れるか否かは、代理人弁護士の知識・経験によるところが大きいと感じる。

### (審理運営の在り方)

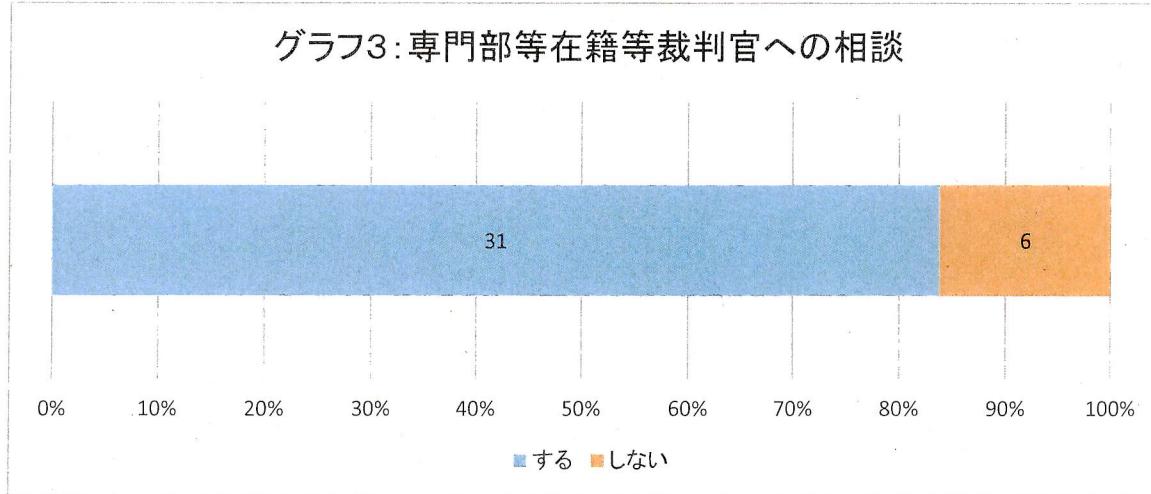
- ・ 専門訴訟全体の審理運営全般について、標準的な審理運営のイメージを把握するのが難しく、自らの審理運営や判断が、専門部の行っている審理運営や判断と照らして合致しているのか、異なっているのか分からぬいため、自らの審理運営や判断を省みてレベルアップにつなげていくのが難しい。

### (専門的知見)

- ・ 適した専門家がない場合に、専門的知見の獲得が困難であると感じる場合がある。
- ・ 交通事故で医学知識が問題となる場合や、労働事件の労災関係の事件で医学知識が問題となる場合に、専門的知見の取得に困難を感じることがある。

**Q3 専門訴訟の審理を進める中で困難や疑問が生じた場合、専門部等に在籍している裁判官又は専門部等に在籍経験がある裁判官（部内の裁判官を除く。）に相談することがありますか。「する」か「しない」を選択し、「しない」を選択した場合はその理由を以下から選択してください。**

グラフ3：専門部等在籍等裁判官への相談

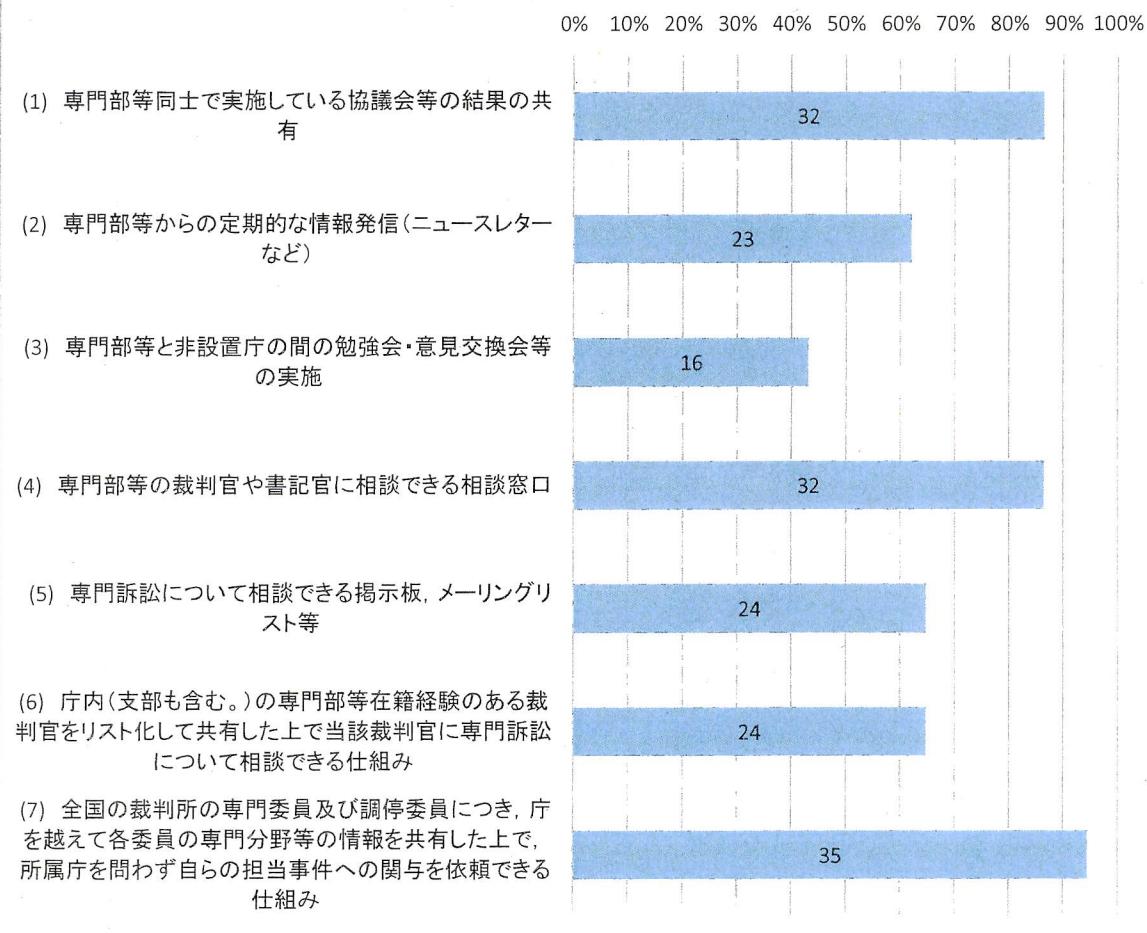


#### 相談しない理由

- (1) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官に相談したいと思うほどの困難や疑問を感じたことがない。0 庁
- (2) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官に相談するという発想を思い付かなかつた。0 庁
- (3) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官を知らない。2 庁
- (4) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官を知っているが、相談しづらい。2 庁
- (5) その他 2 庁
  - ・ 交通事故については現時点では困難を感じることは少ないが、多数扱い始めた当初は、相場観や勘所を掴むのに困難を感じた。東京地裁の交通部の在籍経験がある裁判官と同じ部屋で仕事をしていたときは、いろいろと話を聞くことができ、非常に助けられた。
  - ・ 部の裁判長及び右陪席3名がそれぞれ、医事・建築・交通・行政・労働の専門部等の経験者なので、多くの場合は部内で相談することができ、現に専門部等に在籍する裁判官にまで相談する必要が生じることはほとんどない（他庁に相談するのは、建築事件等で専門委員の推薦を求める場合くらいである。）。

**Q 4 過去に担当した（又は現在担当している）専門訴訟につき、以下のようなツールや仕組み・制度があれば、実際に利用・参照したであろう（又は実際に利用・参照するであろう）と考えられるものがあれば、選択してください（複数選択可）。**

グラフ4：利用ニーズのある仕組み・制度



#### その他の指摘

##### (情報へのアクセスの向上)

- 協議会等の結果を共有する場合には、項目で検索できるようにしてもらえると、有り難い。
- 争点単位での情報調査ツール（各専門分野についての文献の紹介といった大枠のものではなく、具体的な争点について、どの文献に関連情報が掲載されているかを検索できるツール）や専門訴訟の文献を執務用パソコンで閲覧できるツール（電子書籍化）。小規模府では、専門

訴訟に関する文献が圧倒的に少ないため。

- ・ ミンフォやG－deskの検索やアクセスの向上

(専門的知見)

- ・ 専門分野ごとに整理された専門委員のデータベース
- ・ 鑑定人候補者の情報共有・推薦等についても仕組みを確立してほしい。

(相談窓口)

- ・ 一般的なノウハウを知りたいときは判例雑誌等に掲載されている協議会の議事録などを読んだり、G－deskに掲載されている文献を読むなどして対応している。個別の処理について確認したいときに、個人のつてを頼るには限界があり、これが制度化されると使いやすくなると思う。

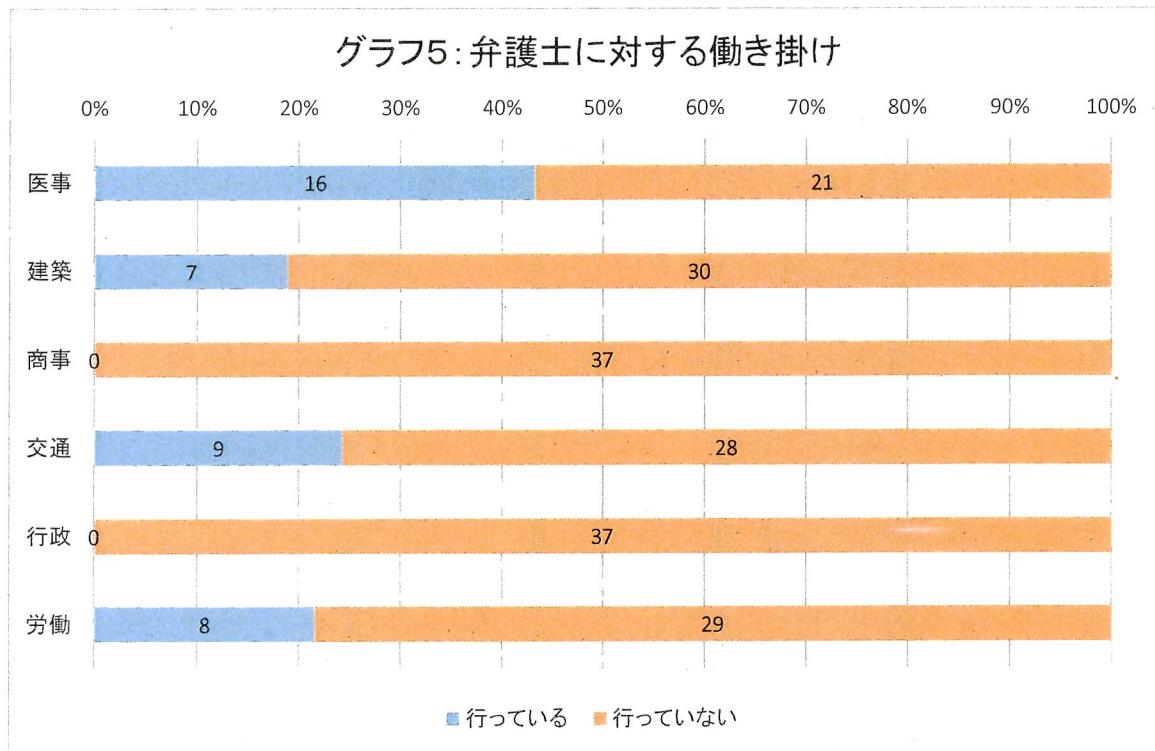
(掲示板)

- ・ 試験的な審理運営改善方法及びその実施の結果に関して各庁（専門部に限らない）間で気軽に共有し合える掲示板

(その他)

- ・ 専門部のマニュアル・事務処理要領・各種様式について、各庁が適宜提供を受けられる仕組みがあると助かる。
- ・ 専門部等から随時の情報発信をお願いしたい。

Q5 専門訴訟の審理運営の改善に向け、弁護士に対する働き掛けの取組を行っていますか。専門訴訟の類型（知的財産関係訴訟を除く。）ごとに「行っている」か「行っていない」を選択し、「行っている」を選択した場合は具体的な取組の内容を回答欄に記載してください。



#### 具体的な取組の内容

##### ○ 医療

- 裁判所、弁護士、医療関係者が参加する医療訴訟連絡協議会等の実施 【10 庁】
- 弁護士会との意見交換会や勉強会の実施 【3 庁】
- 証拠番号の付し方・診療経過一覧表の作成方法等を記載した説明書面、診療経過一覧表、争点整理表を、弁護士会に周知したり代理人に配布したりする取組 【3 庁】
- 東京地裁のウェブサイトに掲載されている書式の配布とこれを利用した審理運営の提案を弁護士会との協議会において実施 【1 庁】

##### ○ 建築

- 弁護士会との意見交換会等の実施 【5 庁】
- 弁護士に対する瑕疵一覧表等の書式等の提供 【1 庁】

- ・ 事件が係属する都度、審理運営の留意点の周知 【1 庁】

○ 交通

- ・ 一覧表を利用した審理を行うための弁護士会に対する働き掛けや代理人に対する周知・活用の促し 【5 庁】
- ・ 弁護士との勉強会 【2 庁】
- ・ 弁護士会の研修に講師として出席 【1 庁】

○ 労働

- ・ 弁護士との勉強会・協議会 【5 庁】
- ・ 事件が係属する都度、審理運営の留意点の周知 【1 庁】
- ・ 弁護士との勉強会において、東京地裁労働部の訴状の補正依頼書のひな型を配布し、その利用を促した 【1 庁】
- ・ 労災事件について、書証を医療訴訟類似の A B C 方式で提出するよう弁護士会との協議会で依頼し、書面を配布した 【1 庁】

Q 6 ある類型の専門訴訟又は通常民事訴訟について、他の類型の専門訴訟で用いられる専門的知見を活用することが有益であると考えられるものがあるか、実際に活用した例や、活用しようと思ったができなかつた例、活用すれば有益であると考えられる例があれば、回答欄に具体的に記入してください。

(1) 医学的知見の活用

ア 交通関係訴訟【16 庁。うち 6 庁が実際に活用。】

- ・ 交通事故との因果関係の判断
- ・ レントゲン写真やMR I 画像の所見等
- ・ 後遺障害の有無、程度等

イ 労働関係訴訟

- ・ 労災事件【3 庁】
- ・ ハラスメント訴訟や復職の可否の判断における精神疾患に係る医学的知見【2 庁】

ウ 通常民事訴訟

- ・ 遺言能力の有無
- ・ 施設収容者に対する医療措置が問題となる国家賠償請求事件における医学的知見

(2) 建築士の知見の活用

ア 交通関係訴訟【3 庁。3 庁とも実際に活用。】

- ・ 交通事故により損壊した建物の修理の必要性、相当性等

イ 通常民事訴訟

- ・ 賃貸建物の原状回復の内容や費用等、朽廃の有無【2 庁】
- ・ 埋蔵物の量・性質

(3) 公認会計士の知見の活用

・ 通常民事訴訟（遺留分減殺請求事件等）における閉鎖会社株式の評価額の算定【2 庁。  
うち 1 庁が実際に活用。】

- ・ 帳簿や会社経理の知識が必要となる事案

(4) その他

(商事)

- ・ 取締役の義務違反等の判断に際して必要となる、行政の規制の実態に関する知見・税務に関する実務的知見等

(交通)

- ・ 修理方法や費用等が争われる事案におけるアジャスター等の専門家の活用
- ・ 工学的知識が必要となる場合の工学系技術者の関与

(行政)

- ・ 運転免許取消しの行政処分における交通訴訟の知見

(通常民事訴訟)

- ・ 立ち退き料に関する事案についての不動産鑑定士の関与
- ・ 税金に関する知識が必要となる事案についての税理士の関与
- ・ 遺留分減殺請求訴訟や共有物分割請求訴訟における評価額算定のための不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士等の活用

※ 活用しようと思ったができなかった例

特定の庁の医療関係ネットワークについて、他庁の事案での活用は認められていないとして医事関係訴訟で活用させてもらえないことがあった。また、医事関係訴訟以外の類型(例えば後遺症等が問題になる交通関係損害賠償請求訴訟)において医事関係ネットワークを利用できなかったことがあった。

Q 7 ある類型の専門訴訟又は通常民事訴訟について、他の類型の専門訴訟のプラクティスを応用することが有益であると考えられるものがあるか、実際に応用した例や、応用しようと思ったができないかった例、応用すれば有益であると考えられる例があれば、回答欄に具体的に記入してください。

<訴状審査>

(1) 訴状補正のノウハウの応用可能性

- 行政関係訴訟のアンケート式の訴状補正のノウハウを本人訴訟において活用【6 庁とも実際に活用】
- 東京地裁労働部のチェック式の訴状補正依頼書や答弁書作成の留意点を記載した事務連絡の応用【3 庁】
  - ・ 他の専門訴訟において当該類型の訴訟に慣れていない当事者の場合に使用すると有益である。

<主張整理・争点整理・証拠整理>

(2) 主張整理における一覧表の応用可能性

- 交通部の一覧表を利用した審理の民事訴訟一般における応用可能性【2 庁】
  - ・ 基本的な事実（主要事実等）を漏れなく訴状に記載させ、かつ、その後、被告の主張と対比させるためにその記載のある電子ファイルを両当事者間で交換させることとし、そのような事実以外の事実（間接事実等）については、それとは別枠で当事者に自由に記載させて事案を説明させる、という形の主張書面をシステムティックに提出させるやり方は、今後、他の類型の専門訴訟や通常民事訴訟の審理においても目指すべき方向性なのではないかと考えられる。
  - ・ 人身損害が問題になる訴訟に応用可能である。
- 建築関係訴訟の瑕疵一覧表等の応用【6 庁ともに実際に活用】
  - ・ 工業製品の瑕疵が問題となった事案
  - ・ 建築が関係する行政訴訟
  - ・ 原状回復請求事件において損傷部位、現状、回復を要する範囲・費用等の一覧表の作成
  - ・ 建物の売買や原状回復請求訴訟

- ・ 多数回にわたる預金払い戻しに関する不当利得返還請求訴訟
  - ・ 労働訴訟のパワハラ等が多岐に渡る事案や、通常民事訴訟の不法行為が多岐に渡る事案や、漏水事故の損害（補修費用等）の主張整理に応用する。
  - ・ 全事件類型につき、建築訴訟の一覧表を参考として、エクセルを活用した主張整理表（主張の概要、エッセンスのみを書き込んだもの）を作成し、ファイル共有した上で、その都度審理の到達点を可視化して当事者と共有する。
- 診療経過一覧表の応用可能性【3 庁】
- ・ 症状固定等が争われている交通事件や労災事件
  - ・ 客観的な事実経過がキーポイントとなる事案において、診療経過一覧表を応用し、一連の経緯のうち争いのない事実、原告が主張する事実及び被告が主張する事実をそれぞれ時系列順に根拠となる証拠の番号とともに並べた表を両当事者に作らせ、一連の経緯のうちどの点に争いがあるのか、そのうち重要なものはどれかに関する認識を三者間で共有するという争点整理方法が考えられる。
  - ・ 相続関係事件において、時系列の整理のために、診療経過一覧表を作成して、預金の引出状況とその使途を客観的に対応させた一覧表を作成させることが考えられる。
  - ・ 一連の経過を主張する類型の事案は、建築瑕疵、ハラスマント訴訟（労働）、医療過誤において共通であり、経過を一覧表に可視化し、主張を付記して整理することがある。

(3) 争点整理における労働審判の審理方法の応用可能性【2 庁】

- ・ 争点が拡張していきそうな通常民事訴訟の争点整理手続の早期の段階において、当事者本人に出席してもらい、裁判所から釈明を求め、代理人からも質問してもらう形で、真の争点を把握するとともに、和解できないかも模索する。
- ・ 労働審判における当事者本人ないし関係者からの聴取を参考として、通常民事訴訟において、初期の段階で当事者本人ないし関係者から事情を聴取して、争点の整理及び事案の解明に努める。

(4) 医事関係訴訟における書証提出方法の応用可能性【3 庁】

- ・ 例えば、離婚訴訟における離婚原因、親権、財産分与に証拠符号を分ける。
- ・ 他の医学的知見が問題となる損害賠償事案への応用（労災の安全配慮義務違反事案など）

(5) 割増賃金請求訴訟におけるサンプリング方式の応用可能性

- ・ 長期間にわたる継続的不法行為に係る損害算定に応用

<専門的知見の活用>

(6) 知財関係訴訟における技術説明会のノウハウの応用可能性

知財訴訟では、弁論準備手続の最終期日、あるいは弁論準備手続終結後の最初の口頭弁論期日において、いわゆる技術説明会を実施し、当事者双方に対し、それぞれの主張とその根拠、相手方の主張の排斥理由等についてプレゼンテーションを実施し、専門委員立会の上で質疑応答等を行うことが多い。複雑困難な事件や、審理にある程度時間を使っている事件については、このようなプレゼンテーションを実施することは、主張立証構造等に関し、裁判所と当事者との間で共通認識を得ることに資するのではないかと考える。

(7) 医療訴訟のカンファレンス鑑定のノウハウの応用可能性

車両故障の原因が争われているような事案において、医事訴訟におけるいわゆるカンファレンスのように、当事者双方の技術者を同席させて、それぞれが考える車両故障の原因を口頭で裁判所に説明してもらう方法が考えられる。車両の構造は非常に複雑で、文献や写真を見ても当事者の主張が正確に理解しきれない場合もあり得るので、専門家に口頭で説明していただく方法は、当事者双方の主張を理解し、争点を明確化するために有効な手段の一つであると思われる。

(8) 専門的知見の活用のプラクティス

専門的知見をどのタイミングで、どの手法を使って審理に反映させるかは専門訴訟共通のプラクティスである。この点については、早期に当事者の意向（送付嘱託、調査嘱託、専門委員の活用、付調停の活用、鑑定の必要性）を確認するようにし、必要があれば手続を話題にしている。

<判決>

(9) 判決別紙の利用

行政訴訟では、関連する行政法規の分量が多く、別紙として添付することも多いが、医事、労働、建築などでも、前提となる知見を別紙化することが考えられる。前提となる知見に大きな争いがないのであれば、当事者に作成してもらうことも考えられる。

**Q 8 専門訴訟につき、①ウェブ会議を利用した争点整理の中で現に実施している審理運営上の工夫例や、②フェーズ3の実現後に実施することが考えられる審理運営上の工夫例があれば、回答欄に具体的に記入してください。**

(1) 訴訟提起の在り方

○ 書式の統一化・合理化（フェーズ3）

- ・ 事件類型に応じた書式を準備し、これを用いて訴え提起や各種申立てをしてもらう（書式の統一化）
- ・ 交通関係訴訟においては損害項目等が定型化されていることから、フェーズ3においては、訴状作成において定型の損害項目に金額を入力すれば訴状ができる仕組み（請求額が算出され、印紙額も算出されるなど）があると大変助かる。また、訴状入力データから損害整理表が作られ、被告が認否を、裁判所が和解金額を入力できるといった仕組みがあると審理が迅速化する。
- ・ 交通事件などについて、請求額（損害額）の自動計算などが可能なウェブ上の入力フォームを整備し、訴状等の定型化を図ることが考えられる。

(2) 主張整理・争点整理の在り方

ア ファイル共有機能により書面を共有し、当事者や裁判所がこれに記入しながら行う主張整理・争点整理等

- ・ 医療関係訴訟における診療経過一覧表、時系列表
- ・ 建築関係訴訟における瑕疵一覧表
- ・ 交通関係訴訟における主張・損害一覧表（東京・大阪作成の一覧表を含む）
- ・ 労働関係訴訟におけるブロックダイアグラム、割増賃金計算表、ハラスメント一覧表、解雇事案における問題行為一覧表
- ・ 主張整理表・争点整理表
- ・ 専門訴訟の複雑な和解条項案

イ 当事者の主張の一覧性の確保

- ・ 訴状を、主要事実と間接事実を明確に区別させるとともに（なお、時系列表等の表が必要であれば、表のたたき台を作成してもらう。）、それぞれに対応する証拠を分かりやすく記載してもらう。その上で、答弁書は提出させず、訴状にそのまま記入してもらい、

それに基づき、協議を行うということを繰り返し、争点、主張及び証拠の整理後に、最終的な準備書面を出させるという工夫を行ってみたい。

- ・ 事実経過が重要となり、争いがある事案では、訴状等の事実経過の記載に対する認否を、ワードを縦に分割して、双方の主張・認否を左右で対比できる形で記載してもらっている。
- ・ 全類型の専門訴訟において、期日では口頭議論を重ねながら、当事者の主張を一覧表に記入する形で作成してもらい、最終的に完成した一覧表のみを陳述させ、判決にも当事者の主張として同一覧表を添付するという工夫例が考えられる。

#### ウ 主張と証拠の結びつき

- ・ フェーズ3の実現後、診療経過一覧表、瑕疵一覧表などの一覧表に関して、その記載と関係書証とをハイパーリンクによって紐付けることにより、一覧表のハイパーリンクをクリックすれば直ちに関係書証の記載や画像を閲覧できるようにすれば、証拠を探す時間を省くことができ、当事者との口頭議論の円滑化、執務の効率化を図ることが可能となる。
- ・ フェーズ3実施後、電子カルテのデータについて、単なる紙媒体を取り込んだものではなく、データファイルの形式でアップロードすることが考えられる。これにより、当事者が重要と考える記述に付箋機能を用いたり、裁判所が検索機能を使用してカルテを分析したりすることで裁判所の記録検討の便宜が増したり、情報を一元化し、カルテの記載の横に、当事者の主張、過失の時点、関係証拠、医師の意見などを書きこむ形で争点整理を進めることで、争点整理をヴィジュアル化して円滑にしたり判決起案の際の記録検討の時間を短縮できるなどの工夫が考えられる。

#### エ 主張立証のヴィジュアル化

- ・ 瑕疵の有無が問題となる建築訴訟において、写真などでは表現しきれない複雑な瑕疵が主張された場合、本来あるべき建築物の状態及び現状を3Dのデータなどでわかりやすく表現し、当事者と裁判所で認識の共有を図ることなどが考えられる。(フェーズ3)
- ・ 医療訴訟や交通訴訟につき、証拠である画像データに主張を直接書き込んで視覚的に明らかにしてもらうことが考えられる。具体的には、レントゲン写真に直接読影のポイントを書き込んでもらうことや、カルテに当事者双方から直接重要な部分をマーキングしてもらうことなどが考えられる。(フェーズ3)

#### オ 主張書面の通数制限

- 専門訴訟に限らず、通常の民事訴訟にも言えることだが、記録の電子化が進んだ場合に、それまでに実施しておかなければならぬ工夫例としては、何らかの形で陳述する主張書面の通数を制限する訴訟指揮を行うことが考えられる。ペーパーレスの状態で、裁判官が両当事者から提出された多数の主張書面を見比べる方法で記録を検討するのは、実際上不可能に近い。

#### (3) 立証等の在り方

- 専門訴訟に限られないが、印影の同一性の確認（対応するソフトウェアが必要になると思われるが、一方の文書ファイルの印影の透過率を上げ、もう一方の文書ファイルの印影と重ねることにより同一性の確認ができる。）や、録音媒体と反訳文との一覧確認（これも対応するソフトウェアが必要になると思われるが、文書ファイルに録音データを同期し、聞いている音声部分を反訳文上の文字でも追えるようにする。）

#### (4) 期日等の在り方

##### ア 期日前の準備、期日間のやり取り

- 事案・場面等に応じて、期日前に争点や求釈明事項等（争点メモの関連する記載に脚注を付け、X①、X②、Y①等として求釈明を記載することが多い）を整理したメモをアップロードし、期日でメモに基づいて確認、協議等を行う。
- 連絡事項等は、チームズのメッセージにメンション機能を用いて適宜投稿し、代理人とやりとりしている。
- 口頭議論を求める場合は、ウェブ会議の期日前に期日メモをチームズにアップして期日における議論のテーマを予告している。

##### イ 期日等における画面共有機能の利用

###### (図面等)

- 医療事件や建築事件において、人体や建物の図面などをウェブ会議上で共有した上で、当事者に主張を図面上で具体的に説明してもらうことが、審理運営上の工夫として考えられる（例えば、手術中の手技が問題となる事案であれば、当該手技の具体的な内容や注意義務違反に当たる具体的な内容を、建物の瑕疵が問題となる事案であれば、当該建物の構造や主張している瑕疵の具体的な内容を説明してもらうことが考えられる。）。
- 現場の状況や再現動画、電子情報（電子カルテや財務諸表等）を各々がパソコン上で

共有しながら協議を行う。

- 建築訴訟における瑕疵や、交通事故における事故態様等について、共有した図面を利用し、図面への書き込み等を行いながら問題点を口頭議論する。

(一覧表等)

- 交通訴訟の一覧表を画面共有して、主張立証状況の確認や今後の進行について口頭協議
- 医療訴訟において、裁判所が把握している当事者の主張の構造をイメージ図にして、これをチームズ上で画面共有し議論した事例がある。

#### ウ 現地中継

- フェーズ3実施後、一方の当事者の代理人が現地に行ってウェブ会議での期日を行い、ウェブカメラで現地の状況を裁判所及び当事者で確認し、争点整理を進める。
- 建築訴訟において、現地の状況をウェブ上で確認しながら争点整理を進めることが考えられる。

#### エ ファイル共有機能を利用した期日等の結果等の共有

- 医療訴訟において、過失の主張について裁判所の疑問点を伝えるなど口頭議論を活発に行い、ウェブ上に記録し、当日の議論の結果を代理人との間で共有している。
- 事案・場面等に応じて、期日後に協議結果や次回期日までの準備事項（追加で補足等を記載することもある）、提出期限等を記載したメモをアップロードする。

### (5) 専門的知見の獲得の在り方

(専門委員のウェブ参加)

- ウェブ会議を利用した専門委員の口頭説明。弁護士以外の者とのコミュニケーションは顔の見える形で行うことのメリットが大きい。また、遠隔地の専門家関与のハードルを下げることが可能である。
- IT関連訴訟において、遠方に所在する専門委員にはウェブ会議で弁論準備手続に参加してもらい、そこでの口頭説明の内容を期日直後に文書化しアップロードしてもらうなどして、裁判所や当事者の理解を助け、認識の共有を図っている。

(専門的知見の獲得方法)

- 現在書面照会として行われている専門家の意見反映を、専門家のコメント動画として映像化し、チームズで共有することが考えられる。専門家からは書面作成が負担になること

を指摘されることが多いが、動画撮影によるコメントであれば負担はある程度減少し、さらに、一度コメントをもらった部分について、ウェブで参加してもらって口頭で補充してもらったり、さらに動画コメントを補充してもらうことも難しくないと思われる。(フェーズ3)

(6) 進行管理・審理計画の共有

- ・ フェーズ3が実現した場合は、各事件の審理を一つのプロジェクトに見立てて、プロジェクトの進捗一覧表を管理できるアプリ等をチームズに搭載し、審理計画として裁判官、書記官、代理人等が情報共有することが考えられる。